

少年補導

令和 6 年



メイプルくん

広島県警察本部
生活安全部少年対策課

凡 例

1 この資料における用語の意義は、次のとおりである。

(1) 少年

18歳19歳の特定少年を含む、20歳未満の者をいう。

(2) 犯罪少年（少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第1号）

14歳以上20歳未満で罪を犯した少年をいう。

なお、この資料における犯罪少年の統計数値は、犯行時及び処理時がともに14歳以上20歳未満の者の数値を示す。

(3) 触法少年（少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第2号）

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

(4) ぐ犯少年（少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第3号）

次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。

ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること。

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

(5) 非行少年

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。

(6) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

(7) 刑法犯少年

刑法（明治40年法律第45号。暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）などの特別刑法を含む。）に定める罪を犯した犯罪少年と、刑法に触れる行為をした触法少年を合わせたものをいう。

(8) 特別法犯少年

刑法以外の法令違反をした犯罪少年と触法少年を合わせたものをいう。

ただし、この資料では交通関係法令違反を除いている。

(9) 初発型非行

非行の動機・手口が比較的単純で、初期的段階の非行といわれる万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

(10) 再犯少年

検挙・補導した少年のうち、過去にも検挙、補導歴のある少年をいう。

また、再犯者率とは、検挙・補導した少年のうち、再犯少年の占める割合をいう。

(11) 校内暴力事件

警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。

「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件、生徒間の暴力事件、学校施設・備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因・動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

(12) いじめ

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、「いじめに起因する事件」とは、いずれも警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいう。

(13) 児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次に掲げる行為をいう。

イ 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 保護の怠慢・拒否

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること。

ニ 心理的虐待

児童に著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(14) 福祉犯

児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他の少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるもの（少年を被害者とする児童福祉法、児童買春・児童ポルノ法、労働基準法、職業安定法及び青少年健全育成条例等）をいう。

(15) 人口比

同年齢層人口1,000人当たりの検挙・補導人員をいう。

(16) 児童・生徒、学生・生徒

「児童・生徒」とは小学生、中学生及び高校生をいい、「学生・生徒」とは小学生、中学生、高校生及び大学生等をいう（大学生等とは小・中・高校生を除く学校教育法の適用を受ける学生・生徒をいう。）。

(17) 暴走族

広島県暴走族追放の促進に関する条例（平成11年広島県条例第39号）により、少年・成人を問わず、暴走行為をすることを目的として結成された集団をいう。

2 ▲は減少を示す。

3 この資料における統計数値は、別に表記のない限り広島県の数値である。また、統計図表（円グラフ等）の構成比等は四捨五入してあるため、合計が必ずしも100.0にならない場合がある。

4 この資料における人口は、令和2年国勢調査結果に基づく推計である。

目 次

1	少年非行の概況	1
2	非行少年	1
(1)	検挙・補導状況	1
(2)	非行少年総数の年次別推移（全国・広島県）	2
(3)	学業・職業・年次別推移	3
(4)	令和6年中の警察署別検挙・補導状況	4
3	刑法犯少年	5
(1)	年次別推移（全国・広島県）	5
(2)	令和6年中の刑法犯少年の都道府県別少年人口比	6
(3)	刑法犯少年の年次別推移（全国・広島県）	7
(4)	刑法犯に占める少年の割合の年次別推移（全国・広島県）	8
ア	総数（犯罪少年）	8
イ	総数（触法少年を含む。）	9
(5)	罪種別検挙・補導状況（触法少年を含む。）	10
ア	年次別推移	10
イ	構成比	11
ウ	令和6年中の非行時間帯別検挙・補導状況	12
(6)	初発型非行	13
ア	年次別推移	13
イ	学業・職業・年齢別前年対比	13
ウ	刑法犯少年に占める初発型非行の割合	13
(7)	学職別検挙・補導状況	14
ア	年次別推移	14
イ	罪種別	15
(8)	年齢別検挙・補導状況の年次別推移	17
(9)	罪種・学職及び年齢別の前年対比状況（全国・広島県）	18
ア	全国	18
イ	広島県	19
(10)	刑法犯少年の再犯者率の年次別推移	20
(11)	窃盗犯少年の状況	21
ア	年次別推移	21
イ	構成比	22
ウ	万引き少年	23
(ア)	年次別推移	23
(イ)	男女別・年齢別	24
(ウ)	学職別	25
(エ)	児童・生徒別	25
(オ)	場所	26
(カ)	時間帯	26

(キ) 非行歴 -----	26
(ク) 共犯 -----	26
(ケ) 警察署別前年対比検挙・補導数 -----	27
4 特別法犯少年 -----	28
(1) 主要特別法犯少年の年次別推移 -----	28
(2) 法令・年次別の状況 -----	28
(3) 法令・学職別の状況 -----	29
5 ぐ犯少年 -----	30
(1) 年次別推移 -----	30
(2) 学職別 -----	31
6 女子少年の非行 -----	32
(1) 男女別検挙・補導人員の年次別推移 -----	32
(2) 刑法犯女子少年 -----	33
(3) 特別法犯女子少年 -----	34
(4) ぐ犯女子少年 -----	35
7 校内暴力事件の状況 -----	36
(1) 検挙補導件数・人員及び被害者（全国・広島県） -----	36
(2) 教師に対する暴力事件（全国・広島県） -----	36
(3) 教師以外に対する暴力事件（広島県） -----	36
8 いじめに起因する事件の状況 -----	37
(1) 発生件数年次別推移（全国・広島県） -----	37
(2) 検挙・補導人員（全国・広島県） -----	37
9 不良行為少年 -----	38
(1) 行為・学職別補導状況 -----	38
ア 行為別 -----	39
イ 学職別 -----	39
(2) 警察署別補導状況 -----	39
10 家出少年 -----	40
(1) 行方不明者届受理の年次別推移 -----	40
(2) 行方不明者届受理の学職別 -----	41
(3) 行方不明者届受理の原因別 -----	42
(4) 行方不明者届受理及び発見の年次別推移 -----	43
(5) 令和5年中の行方不明者受理及び発見の月別状況 -----	43
11 福祉犯 -----	44
(1) 法令別検挙状況の年次別推移 -----	44
(2) 法令別福祉犯検挙状況 -----	45
12 少年相談 -----	46
(1) 年次別推移 -----	46
(2) 受理状況 -----	46
ア 態様別・相談者別 -----	46
イ 相談内容別 -----	46
13 児童虐待 -----	47

(1) 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移 -----	47
(2) 警察から児童相談所等に通告した児童数の推移 -----	47
14 暴走族等 -----	48
(1) 広島県の暴走族推定現勢 -----	48
(2) 暴走行為を行う者の検挙状況-----	48
15 主な少年非行事例等 -----	49

1 少年非行の概況

(1) 非行少年の総数は前年から増加

令和6年中の非行少年総数は993人であり、前年に比べ105人、率にして11.8%増加している。

近年における非行少年総数のピークは平成10年中の6,471人であり、それ以来、長期的にみれば減少傾向にあるが、令和4年に増加に転じ、コロナ以前の水準に戻りつつある。

(2) 中学生以下が約5割

検挙・補導した少年のうち、中学生以下が占める割合は48.0%（小学生以下17.7%、中学生30.3%）であり、前年からはその割合は減少（0.4ポイント減）している。

(3) 窃盗犯が5割を占め、次いで粗暴犯

刑法犯少年のうち、窃盗犯は437人（前年対比25人、6.1%増加）で、全体の51.8%を占め、次いで、粗暴犯199人（前年対比32人、19.2%増加）、凶悪犯25人（前年対比10人、66.7%増加）、知能犯11人（前年対比6人、35.3%減少）であった。

(4) 初発型非行が刑法犯少年の50.2%

初発型非行は424人（前年対比15人、3.7%増加）で、そのうち60.8%を占める万引きが、前年に比べ8人、3.2%増加している。

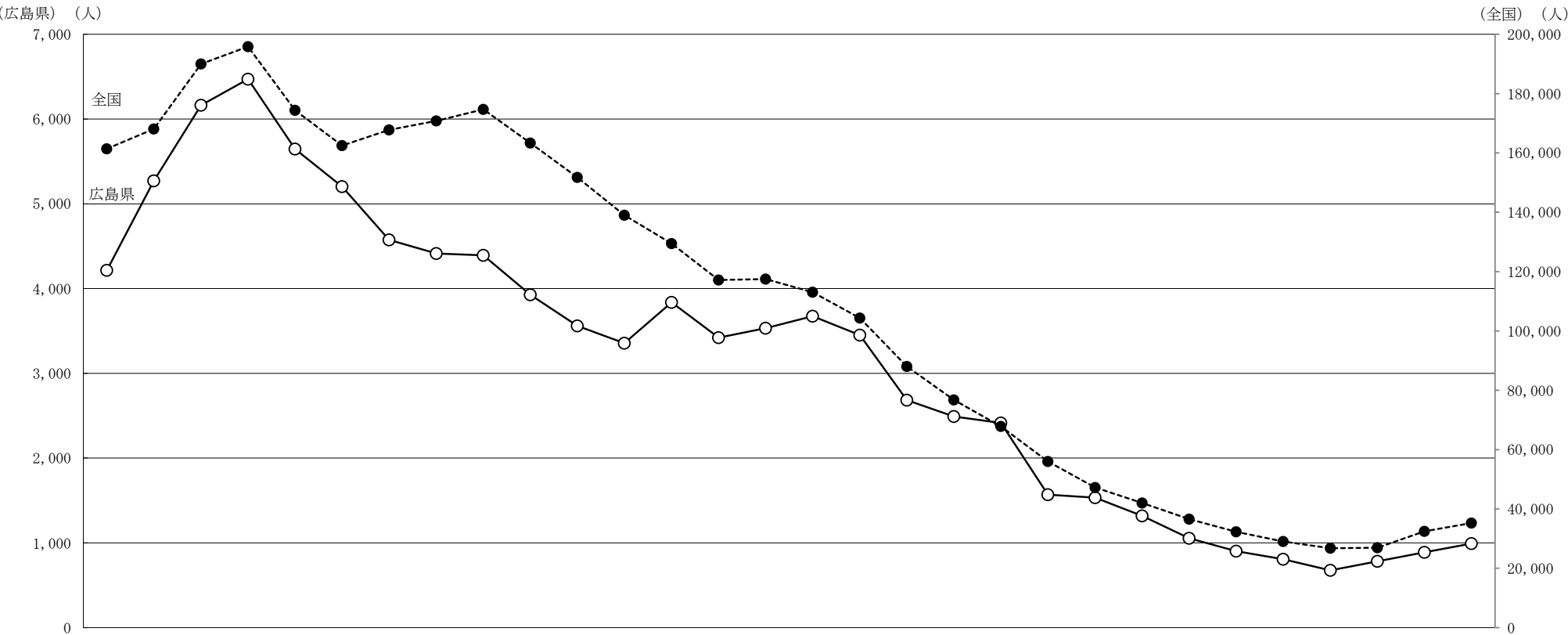
2 非行少年

(1) 検挙・補導状況

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増 減	
						数	率
総 数	807 (133)	676 (119)	783 (131)	888 (150)	993 (171)	105 (21)	11.8 (14.0)
刑 法 犯 少 年	672 (119)	550 (108)	623 (113)	783 (140)	844 (154)	61 (14)	7.8 (10.0)
犯 罪 少 年	450 (72)	320 (67)	365 (60)	495 (82)	529 (85)	34 (3)	6.9 (3.7)
触 法 少 年	222 (47)	230 (41)	258 (53)	288 (58)	315 (69)	27 (11)	9.4 (19.0)
特 別 法 犯 少 年	135 (14)	125 (11)	159 (18)	104 (10)	141 (16)	37 (6)	35.6 (60.0)
犯 罪 少 年	114 (11)	103 (7)	122 (13)	82 (8)	128 (15)	46 (7)	56.1 (87.5)
触 法 少 年	21 (3)	22 (4)	37 (5)	22 (2)	13 (1)	▲9 (▲1)	▲40.9 (▲50.0)
ぐ 犯 少 年	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	8 (1)	7 (1)	700.0 -

※ ()は女子を内数で示す。

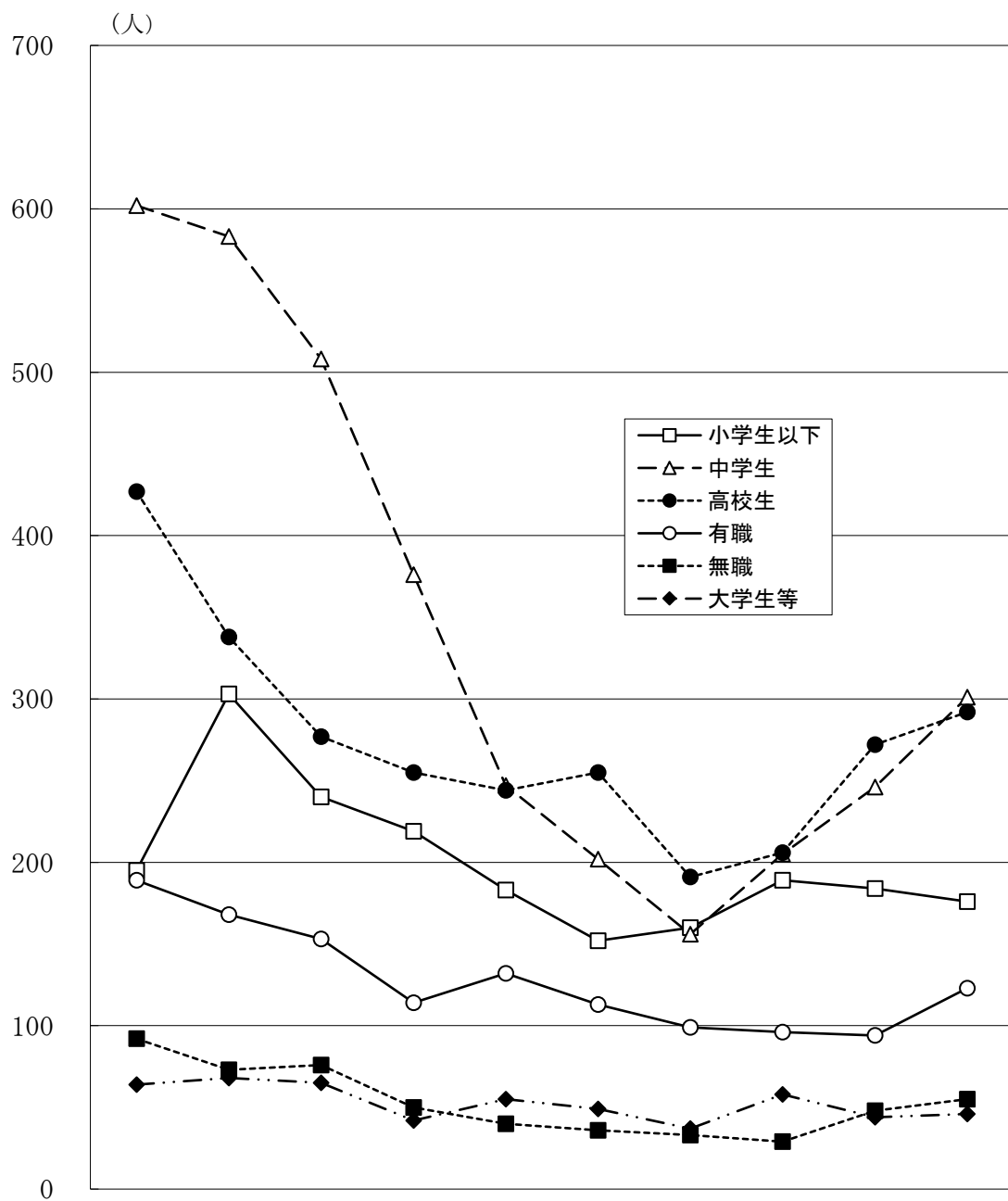
(2) 非行少年総数の年次別推移（全国・広島県）



区 分		平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
全国	非行少年	総 数	161,401	168,089	190,010	195,840	174,403	162,466	167,771	170,825	174,696	163,368	151,753	138,986	129,454	117,189	117,489	113,087	104,338	88,040	76,791	67,794	55,981	47,198	41,986	36,595	32,308	29,012	26,762	26,911	32,499	35,274
		刑法犯	149,137	156,823	178,950	184,290	164,224	152,813	158,721	162,252	165,943	155,038	144,234	131,604	121,128	108,534	108,311	103,573	94,312	79,393	69,061	60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	26,206	29,675
		特別法犯	10,697	9,614	9,384	9,662	8,622	7,766	7,239	6,729	7,126	6,673	6,011	5,900	6,947	7,456	7,920	8,264	9,010	7,654	6,771	6,521	6,212	6,031	5,771	4,987	5,164	5,591	5,568	5,343	5,789	5,197
		＜犯	1,567	1,652	1,676	1,888	1,557	1,887	1,811	1,844	1,627	1,657	1,508	1,482	1,379	1,199	1,258	1,250	1,016	993	959	1,066	1,089	1,064	1,107	1,150	1,068	869	795	656	504	402
		広島県	非行少年	総 数	4,216	5,271	6,164	6,471	5,647	5,203	4,574	4,413	4,393	3,926	3,560	3,356	3,837	3,421	3,533	3,675	3,451	2,683	2,490	2,416	1,569	1,533	1,319	1,056	901	807	676	783
刑法犯	3,869			4,954	5,850	6,181	5,393	4,950	4,381	4,244	4,114	3,743	3,430	3,191	3,575	3,130	3,200	3,371	3,187	2,403	2,209	2,153	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550	623	783	844
特別法犯	329			300	298	260	227	225	172	155	243	155	116	146	255	286	321	296	253	266	265	257	207	189	198	187	131	135	125	159	104	141
＜犯	18			17	16	30	27	28	21	14	36	28	14	19	7	5	12	8	11	14	16	6	6	13	9	0	1	0	1	1	1	8

(3) 学業・職業・年次別推移

中学生が最も多く全体の30.3%、次いで高校生が29.4%を占める。



区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数		1,569	1,533	1,319	1,056	901	807	676	783	888	993
学 生 ・ 生 徒	小学生以下	195	303	240	219	183	152	160	189	184	176
	中 学 生	602	583	508	376	247	202	156	205	246	301
	高 校 生	427	338	277	255	244	255	191	206	272	292
	大学生等	64	68	65	42	55	49	37	58	44	46
有 職		189	168	153	114	132	113	99	96	94	123
無 職		92	73	76	50	40	36	33	29	48	55

(4) 令和6年中の警察署別検挙・補導状況

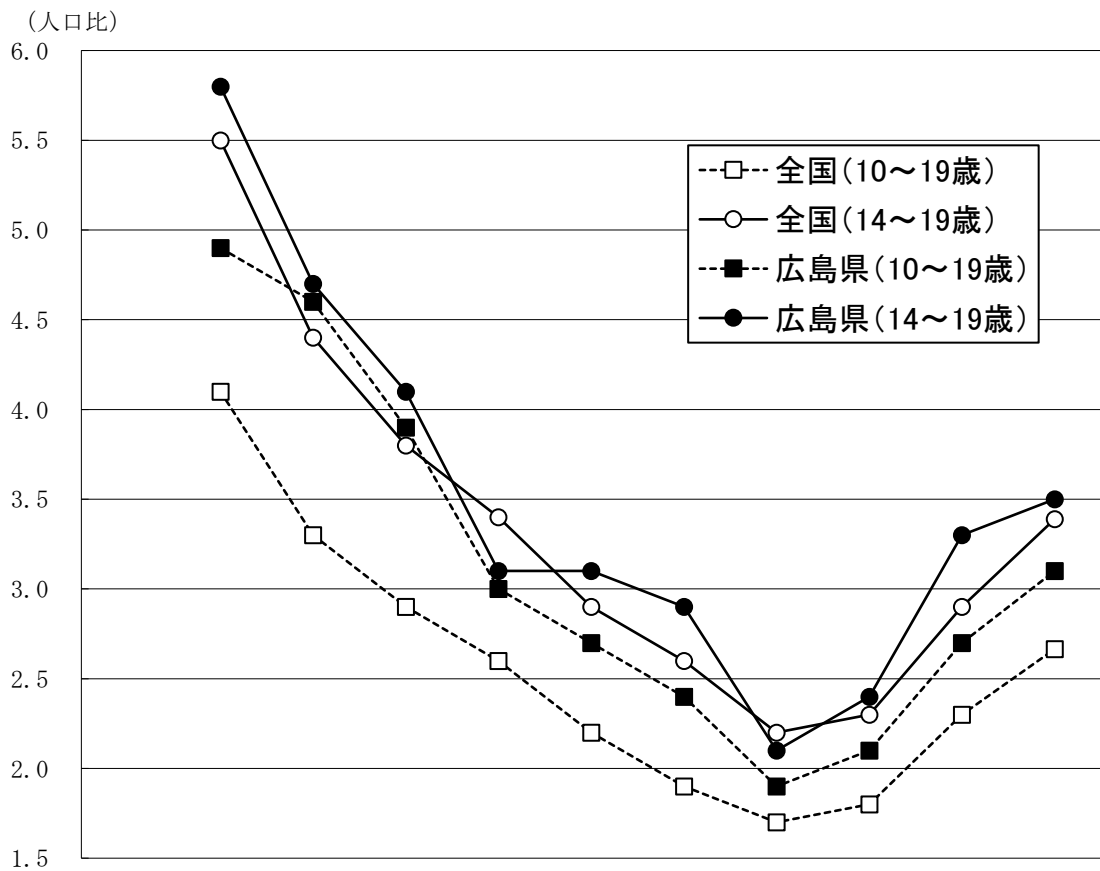
区 分	計	刑 法 犯		特 別 法 犯		ぐ犯少年
		犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年	
総 数	993 (171)	529 (85)	315 (69)	128 (15)	13 (1)	8 (1)
広 島 中 央	70 (15)	42 (8)	15 (3)	13 (4)		
広 島 東	78 (7)	37 (4)	34 (3)	7		
広 島 西	62 (1)	43	12 (1)	7		
広 島 南	64 (6)	31 (3)	25 (2)	7 (1)	1	
安 佐 南	83 (14)	27 (4)	49 (9)	6 (1)	1	
安 佐 北	39 (6)	21 (3)	13 (2)	4 (1)	1	
佐 伯	42 (6)	21 (3)	16 (3)	5		
海 田	44 (11)	21 (8)	22 (3)	1		
廿 日 市	38 (8)	27 (6)	8 (2)	1	2	
大 竹	11 (1)	7 (1)		4		
山 県	4 (0)			4		
呉	42 (6)	24 (1)	12 (5)	6		
広	27 (5)	18 (4)	3 (1)	6		
江 田 島	1	1				
東 広 島	59 (5)	29 (3)	10 (2)	16	4	
竹 原	8 (3)	4 (1)	2 (2)	2		
福 山 東	97 (26)	55 (9)	31 (14)	11 (3)		
福 山 西	39 (9)	20 (4)	15 (4)	4 (1)		
福 山 北	67 (19)	40 (13)	21 (5)	3	3 (1)	
尾 道	35 (9)	21 (4)	9 (3)	5 (2)		
三 原	38 (6)	19 (2)	7 (3)	4		8 (1)
府 中	13 (2)	8 (1)	2	3 (1)		
三 次	19 (4)	8 (2)	5 (1)	5 (1)	1	
庄 原	6	2	3	1		
安 芸 高 田	4 (1)	2 (1)		2		
世 羅	3 (1)	1	1 (1)	1		

※ () は女子を内数で示す。

3 刑法犯少年

(1) 年次別推移（全国・広島県）

少年人口1,000人あたりに占める刑法犯少年の人口比は、いずれも広島県は全国数値を上回っている。



区 分			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	刑法犯少年	総 数	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	26,206	29,675
		犯罪少年	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949	21,762
		触法少年	9,759	8,587	8,311	6,969	6,162	5,086	5,581	6,025	7,257	7,913
少年人口	10歳～19歳		11,506,696	11,472,278	11,332,682	11,192,945	11,050,694	10,899,104	10,857,543	10,730,479	10,627,889	10,511,316
	14歳～19歳		7,084,302	7,134,623	7,046,628	6,930,789	6,794,876	6,658,445	6,604,638	6,536,362	6,476,310	6,420,887
人口比	10歳～19歳 1,000人比		4.1	3.3	2.9	2.6	2.2	1.9	1.7	1.8	2.3	2.7
	14歳～19歳 1,000人比		5.5	4.4	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2	2.3	2.9	3.4
広島県	刑法犯少年	総 数	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550	623	783	844
		犯罪少年	941	767	662	499	481	450	320	365	495	529
		触法少年	415	564	450	370	288	222	230	258	288	315
少年人口	10歳～19歳		262,696	263,944	261,693	259,353	257,412	255,725	253,822	252,289	250,645	248,870
	14歳～19歳		161,030	162,816	161,404	159,077	156,604	154,728	152,716	152,001	151,215	150,766
人口比	10歳～19歳 1,000人比		4.9	4.6	3.9	3.0	2.7	2.4	1.9	2.1	2.7	3.1
	14歳～19歳 1,000人比		5.8	4.7	4.1	3.1	3.1	2.9	2.1	2.4	3.3	3.5

※ 10～19歳1,000人比は、10～19歳少年人口に占める刑法犯少年(10～19歳)の割合を示す。

(2) 令和6年中の刑法犯少年の都道府県別少年人口比

○ 14～19歳(1,000人あたりに占める検挙人員)

広島県は3.5人で、全国平均を0.1ポイント上回った。

○ 10～19歳(1,000人あたりに占める検挙人員)

広島県は3.1人で、全国平均を0.4ポイント上回った。

【14～19歳】

順位	都道府県	人口比
	全国(平均)	3.4
1	和歌山	5.2
2	富山	4.9
3	大阪	4.7
4	沖縄	4.6
5	東京	4.4
6	福井	4.4
7	奈良	4.2
8	兵庫	4.2
9	岡山	4.2
10	福岡	4.0
11	愛知	4.0
12	北海道	3.9
13	鳥取	3.7
14	山口	3.7
15	香川	3.7
16	滋賀	3.5
17	京都	3.5
18	広島	3.5
19	岐阜	3.5
20	高知	3.4
21	神奈川	3.2
22	埼玉	3.1
23	三重	3.1
24	佐賀	3.0
25	石川	3.0
26	熊本	3.0
27	群馬	2.9
28	徳島	2.8
29	千葉	2.8
30	鹿児島	2.5
31	新潟	2.4
32	愛媛	2.4
33	福島	2.3
34	静岡	2.3
35	宮城	2.3
36	宮崎	2.3
37	長崎	2.1
38	大分	2.1
39	島根	1.9
40	長野	1.9
41	茨城	1.9
42	栃木	1.9
43	山梨	1.8
44	山形	1.7
45	青森	1.6
46	岩手	1.5
47	秋田	1.5

【広島県の推移】

	全国順位	人口比
令和2年	9位	2.9
令和3年	18位	2.1
令和4年	14位	2.4
令和5年	13位	3.3
令和6年	18位	3.5

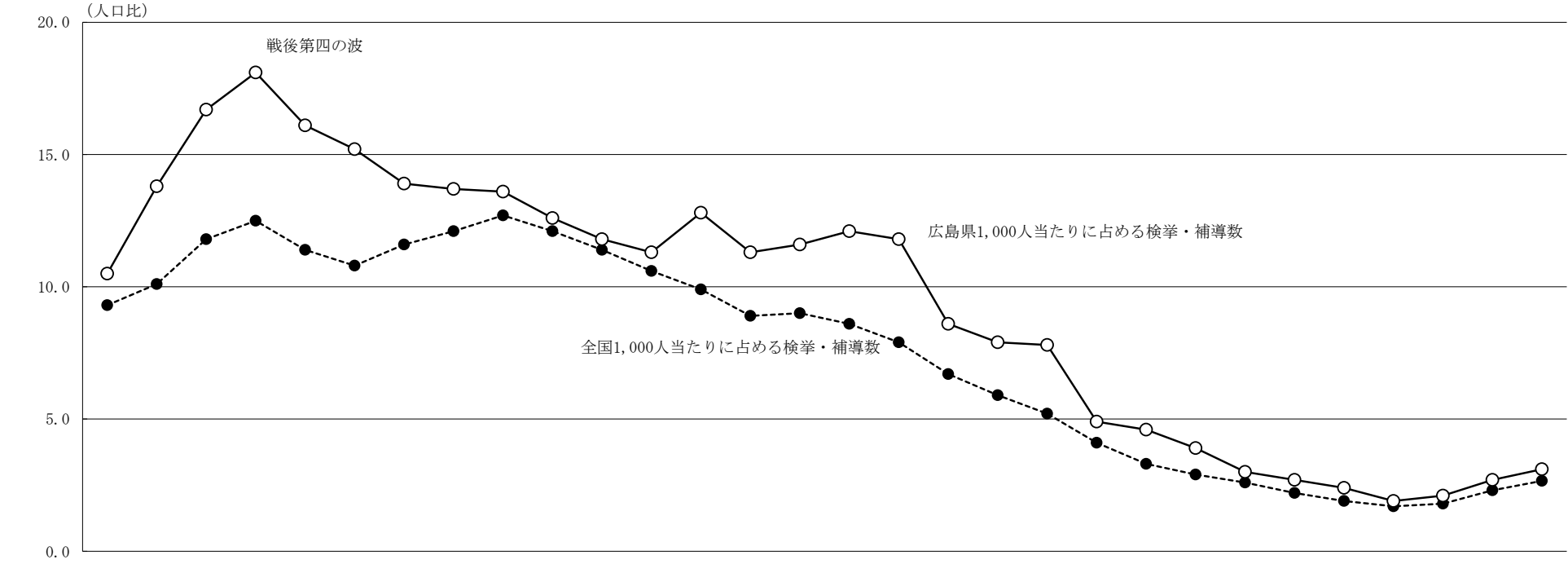
【10～19歳】

順位	都道府県	人口比
	全国(平均)	2.7
1	沖縄	4.4
2	和歌山	4.1
3	奈良	4.0
4	大阪	3.9
5	高知	3.7
6	兵庫	3.6
7	東京	3.6
8	富山	3.5
9	鳥取	3.3
10	岡山	3.3
11	広島	3.1
12	北海道	3.1
13	福岡	3.1
14	福井	3.0
15	滋賀	3.0
16	香川	2.9
17	京都	2.9
18	山口	2.8
19	愛知	2.8
20	岐阜	2.7
21	佐賀	2.7
22	宮崎	2.5
23	愛媛	2.4
24	熊本	2.3
25	石川	2.2
26	徳島	2.2
27	群馬	2.2
28	三重	2.1
29	埼玉	2.1
30	神奈川	2.1
31	福島	1.9
32	鹿児島	1.9
33	新潟	1.9
34	千葉	1.8
35	静岡	1.8
36	長崎	1.8
37	山形	1.6
38	長野	1.6
39	宮城	1.6
40	島根	1.6
41	茨城	1.5
42	秋田	1.5
43	岩手	1.5
44	青森	1.5
45	大分	1.5
46	栃木	1.4
47	山梨	1.2

【広島県の推移】

	全国順位	人口比
令和2年	8位	2.4
令和3年	13位	1.9
令和4年	12位	2.1
令和5年	12位	2.7
令和6年	11位	3.1

(3) 刑法犯少年の年次別推移（全国・広島県）

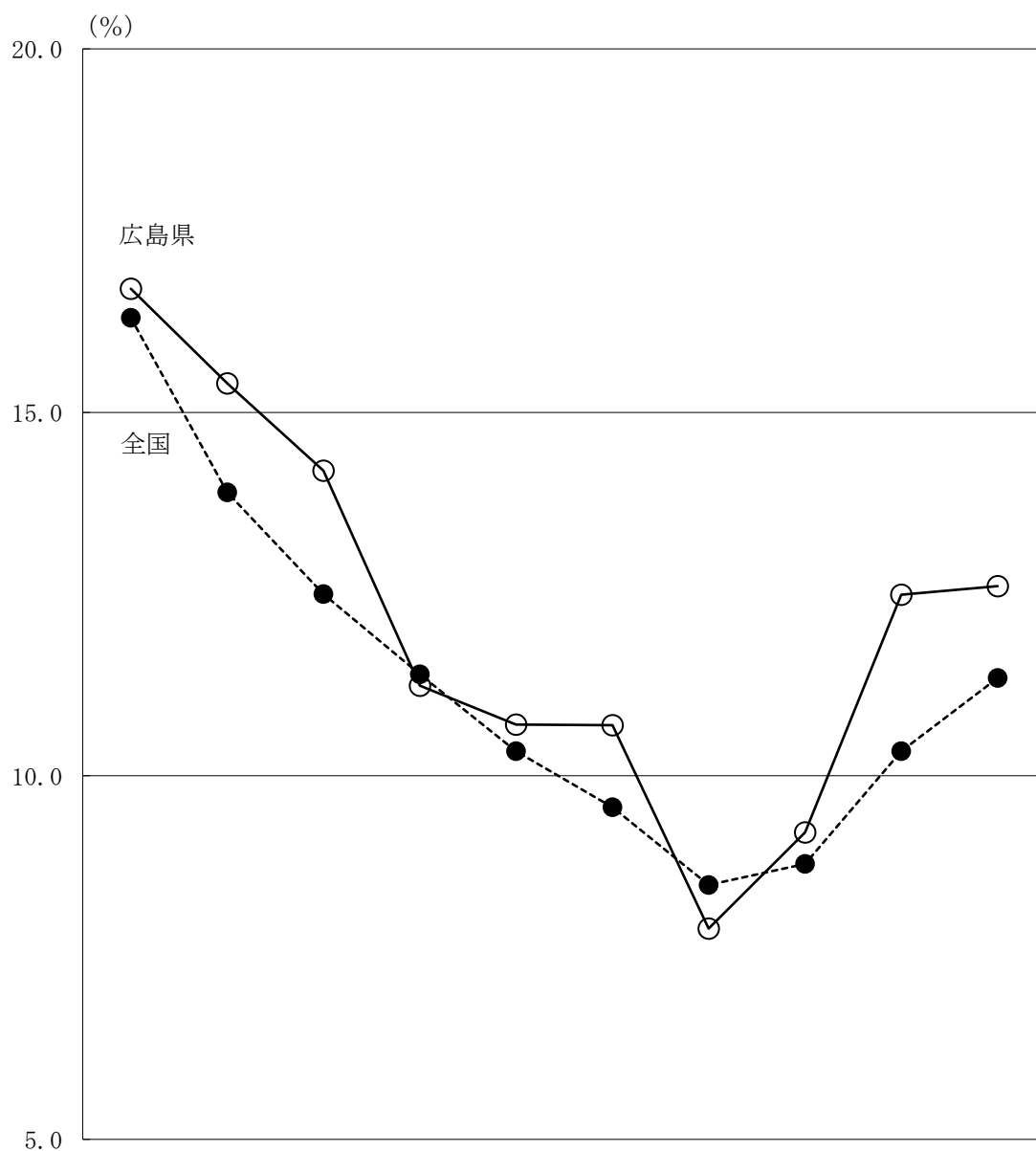


※ 少年人口は、10歳～19歳を示し、1,000人比は、10～19歳人口に占める刑法犯少年(10～19歳)の割合を示す。

(4) 刑法犯に占める少年の割合の年次別推移（全国・広島県）

ア 総数（犯罪少年）

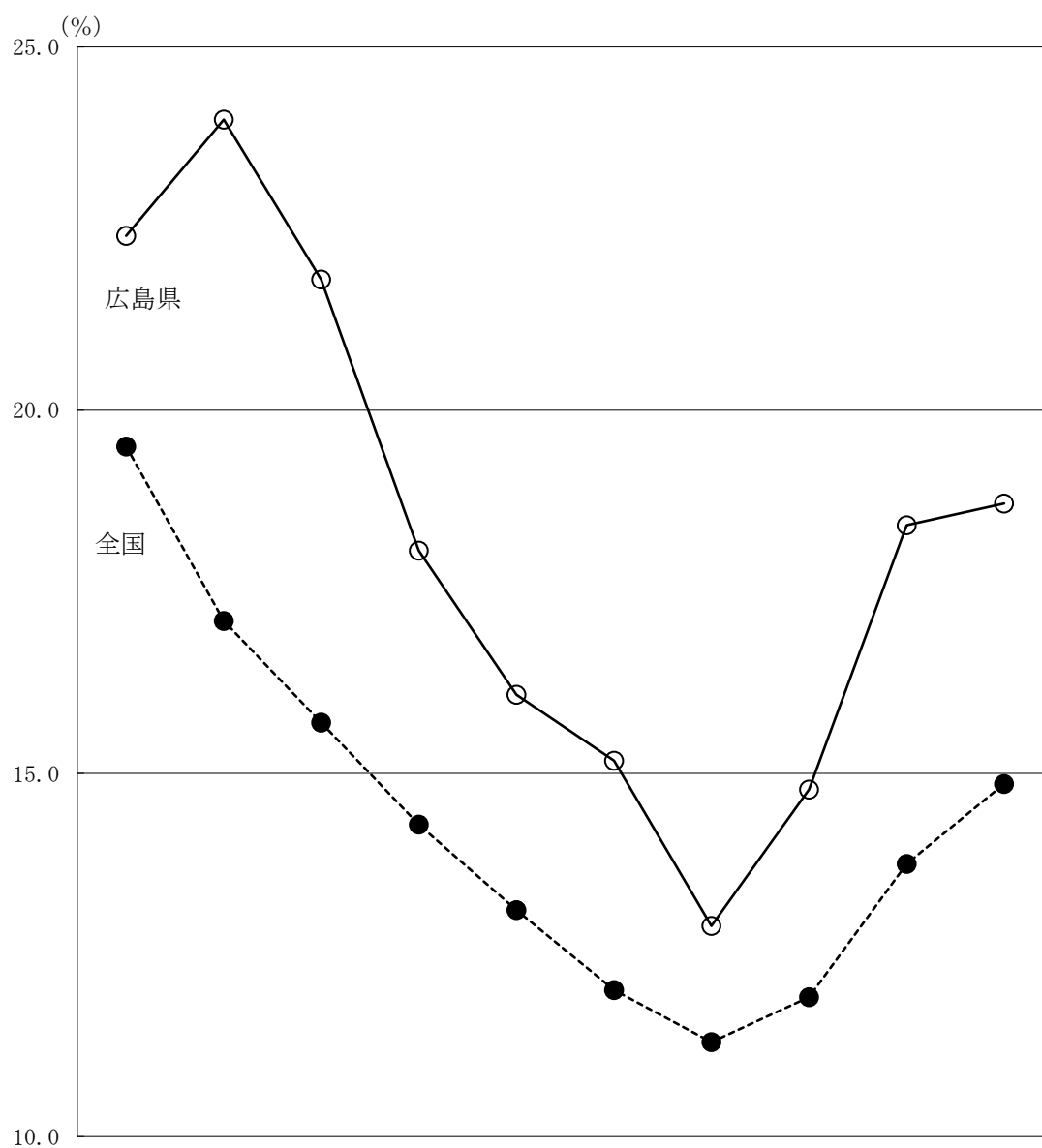
広島県は平成9年（58.9%）、10年（58.9%）をピークに減少していたが、令和4年以降増加している。



区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	総 数	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582	175,041	169,409	183,269	191,826
	20歳以上の者	200,434	194,860	188,206	182,605	172,693	165,116	160,223	154,522	164,320	170,064
	少 年	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949	21,762
	割 合	16.3	13.9	12.5	11.4	10.3	9.6	8.5	8.8	10.3	11.3
広島県	総 数	5,631	4,989	4,655	4,440	4,493	4,206	4,036	3,958	3,963	4,195
	20歳以上の者	4,690	4,222	3,993	3,941	4,012	3,756	3,716	3,593	3,468	3,666
	少 年	941	767	662	499	481	450	320	365	495	529
	割 合	16.7	15.4	14.2	11.2	10.7	10.7	7.9	9.2	12.5	12.6

イ 総数（触法少年を含む。）

広島県は平成10年（61.7%）以降減少傾向にあったが、令和4年から増加に転じている。

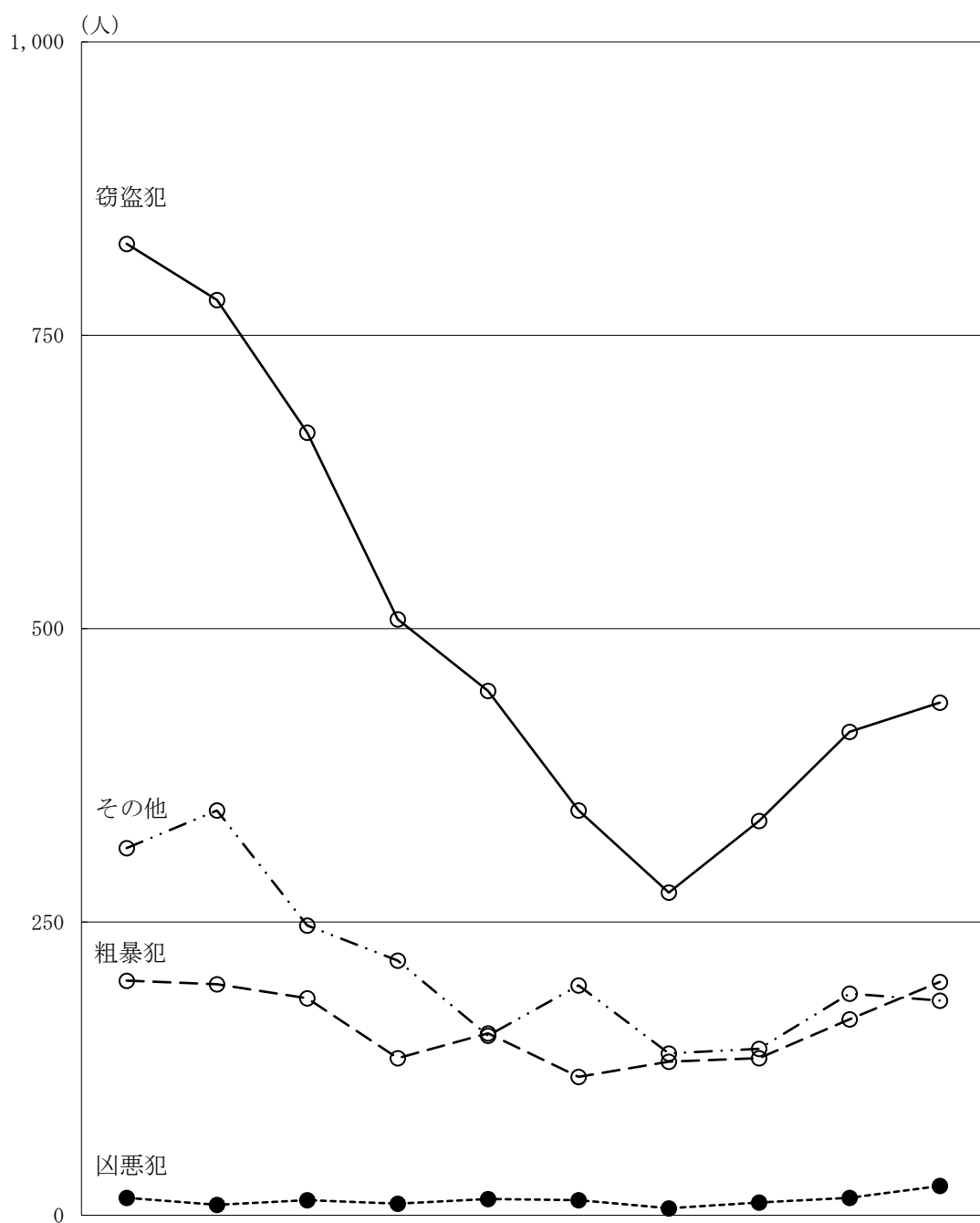


区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	総 数	249,114	234,963	223,314	213,063	198,769	187,668	180,622	175,434	190,526	199,739
	20歳以上の者	200,434	194,860	188,206	182,605	172,693	165,116	160,223	154,522	164,320	170,064
	少 年	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	26,206	29,675
	割 合	19.5	17.1	15.7	14.3	13.1	12.0	11.3	11.9	13.8	14.9
広 島 県	総 数	6,046	5,553	5,105	4,810	4,781	4,428	4,266	4,216	4,251	4,510
	20歳以上の者	4,690	4,222	3,993	3,941	4,012	3,756	3,716	3,593	3,468	3,666
	少 年	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550	623	783	844
	割 合	22.4	24.0	21.8	18.1	16.1	15.2	12.9	14.8	18.4	18.7

(5) 罪種別検挙・補導状況（触法少年を含む。）

ア 年次別推移

窃盗犯が最も多く、減少傾向にあったが、令和4年から増加に転じている。

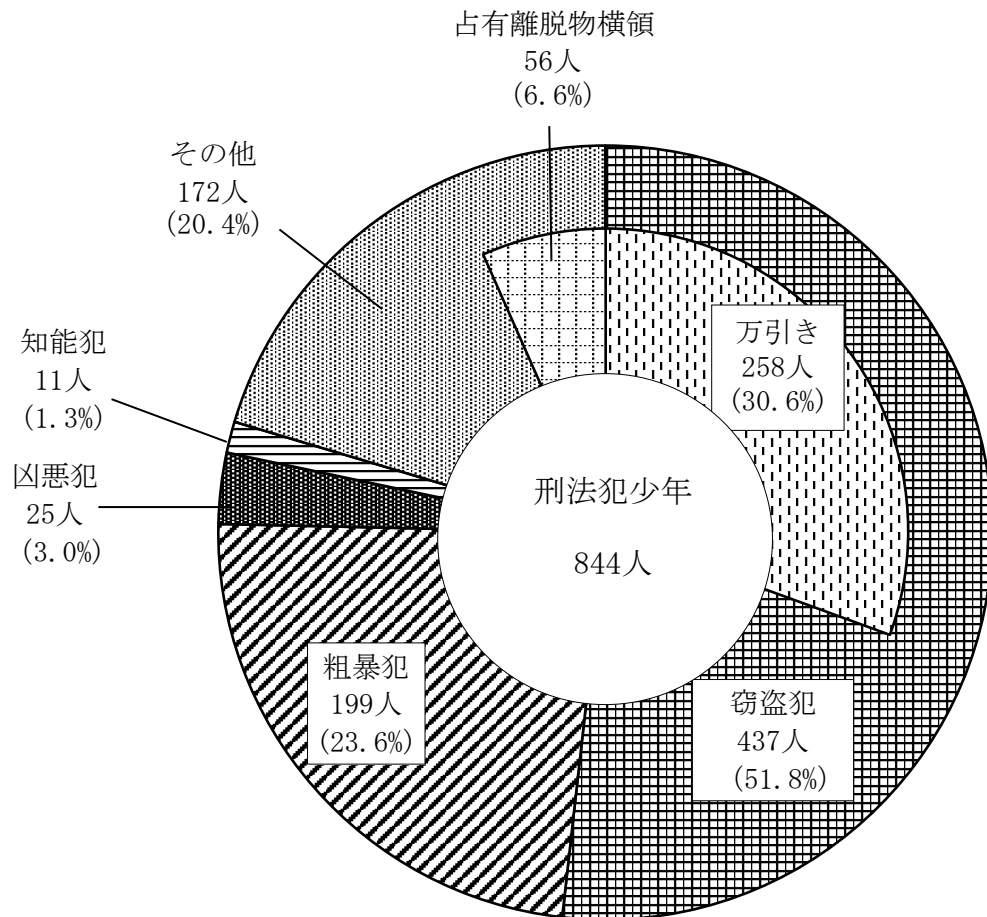


区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550	623	783	844
凶 悪 犯	15	9	13	10	14	13	6	11	15	25
粗 暴 犯	200	197	185	134	155	118	131	134	167	199
窃 盗 犯	828	780	667	508	447	345	275	336	412	437
そ の 他	313	345	247	217	153	196	138	142	189	183

イ 構成比

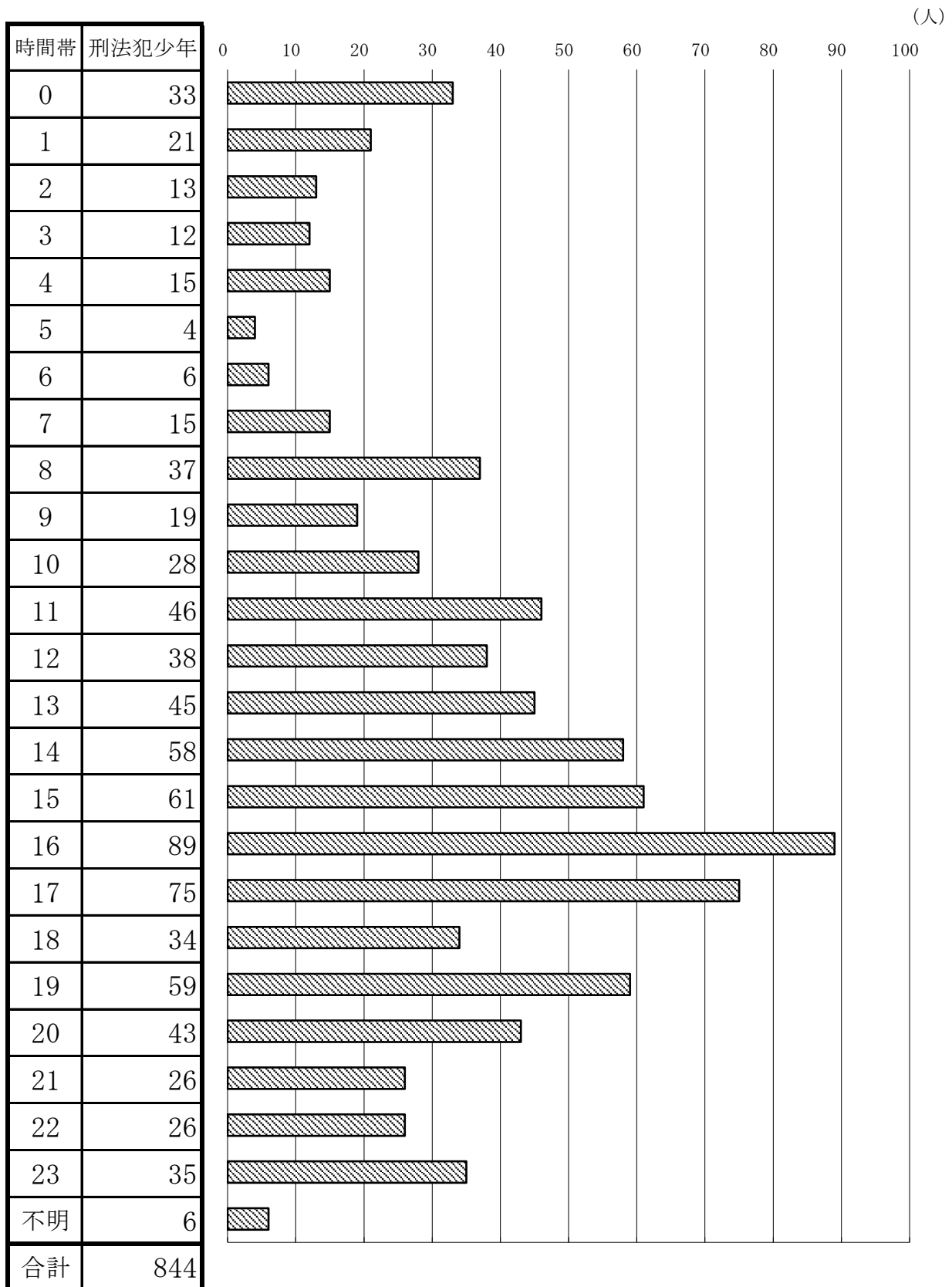
窃盗犯が全刑法犯少年の51.8%を占め、そのうち59.0%が万引きである。
万引きは全体からみても30.6%を占めており、最多である。

区 分	総 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	そ の 他
令 和 6 年	844	25	199	437	11	172
構成比	100.0	3.0	23.6	51.8	1.3	20.4
令 和 5 年	783	15	167	412	17	172
構成比	100.0	1.9	21.3	52.6	2.2	22.0
増 減	数	61	32	25	▲ 6	0
率	7.8	66.7	19.2	6.1	▲ 35.3	0.0



ウ 令和6年中の非行時間帯別検挙・補導状況

14時から17時台までの時間帯がピークであった。



(6) 初発型非行

全刑法犯少年に占める率は高い水準で推移している。令和6年は刑法犯全体の50.2%を占め、中でも万引きが初発型非行の60.8%を占めている。

ア 年次別推移

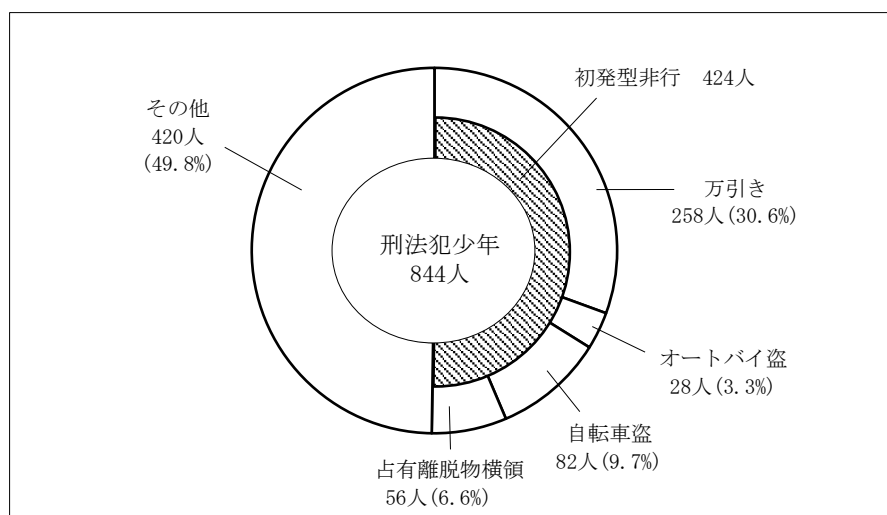
区 分	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
刑法犯少年総数	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550	623	783	844
初発型非行	838	776	627	465	405	320	243	302	409	424
万 引 き	486	459	394	303	267	177	151	179	250	258
オートバイ盗	79	58	47	29	12	14	13	14	17	28
自 転 車 盗	135	131	101	71	69	80	54	71	93	82
占有離脱物横領	138	128	85	62	57	49	25	38	49	56
その他の刑法犯	518	555	485	404	364	352	307	321	374	420
刑法犯少年に占める率	58.5	61.8	58.3	56.4	53.5	52.7	47.6	44.2	52.2	50.2

イ 学業・職業・年齢別前年対比

区 分		總 数	学 業 ・ 職 業 別							令和5年	増 減	
			未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生 等	有 職	無 職		数	率
總 数		424	0	88	130	137	15	29	25	409	15	3.7
万 引 き		258	0	76	80	63	9	15	15	250	8	3.2
オートバイ盗		28	0	0	12	9	0	3	4	17	11	64.7
自 転 車 盗		82	0	8	24	36	3	6	5	93	▲ 11	▲ 11.8
占有離脱物横領		56	0	4	14	29	3	5	1	49	7	14.3
令和5年		409	0	105	109	128	19	25	23			
増減	数	15	0	▲ 17	21	9	▲ 4	4	2			
	率	3.7	-	▲ 16.2	19.3	7.0	▲ 21.1	16.0	8.7			

区 分	総 数	年 齢 別						
		14 歳 未 満	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳
総 数	424	159	43	53	81	46	24	18
万 引 き	258	121	25	26	42	20	13	11
オートバイ盗	28	4	5	7	8	2	1	1
自 転 車 盗	82	21	9	12	19	14	4	3
占有離脱物横領	56	13	4	8	12	10	6	3
令和5年	409	162	41	47	66	41	22	30
増減	数	15	▲ 3	2	15	5	2	▲ 12
	率	3.7	▲ 1.9	4.9	12.8	12.2	9.1	▲ 40.0

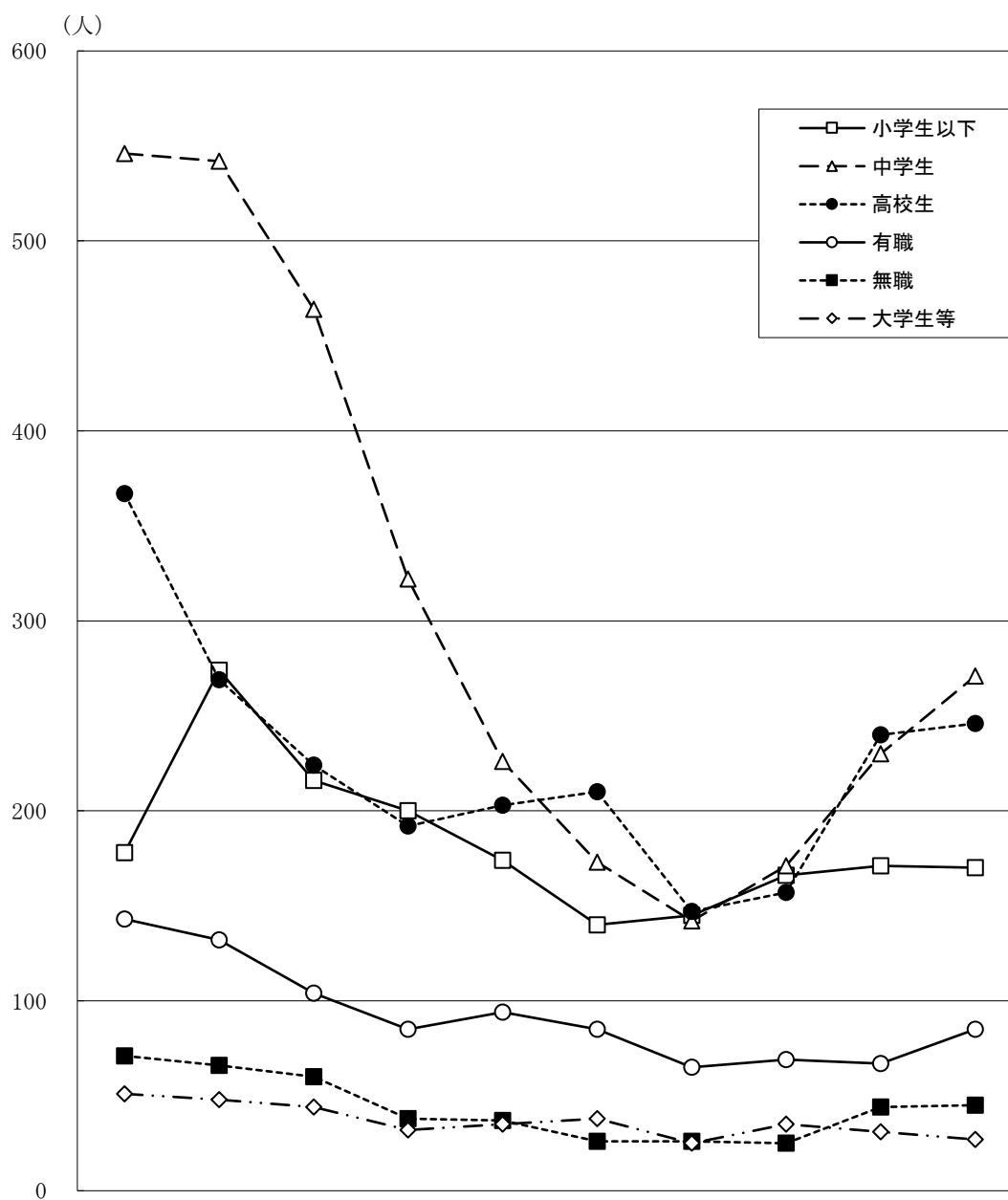
ウ 刑法犯少年に占める初発型非行の割合



(7) 学職別検挙・補導状況

ア 年次別推移

令和6年中の検挙・補導数は、中学生が41人増加している。



区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数		1,356	1,331	1,112	869	769	672	550	623	783	844
学 生・ 生 徒	小学生以下	178	274	216	200	174	140	145	166	171	170
	中 学 生	546	542	464	322	226	173	142	171	230	271
	高 校 生	367	269	224	192	203	210	147	157	240	246
	大学生等	51	48	44	32	35	38	25	35	31	27
有 職		143	132	104	85	94	85	65	69	67	85
無 職		71	66	60	38	37	26	26	25	44	45

イ 罪種別

(凶悪犯)

区 分	殺 人										強 盗									
	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総 数	1	1	5				1		1	1	6	3	6	2	1	8	1	4	3	10
未就学																				
小学生			1																	
中学生	1	1	1						1		1					1			2	
高校生			1								1	2		1	1	4		1		1
大学生等							1			1						1	1			
有 職			1								4		4	1				2		7
無 職			1									1	2			2		1	1	2

区 分	放 火										不 同 意 性 交 等									
	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総 数	3	1	2	2		2			3	3	5	4		6	13	3	4	7	8	11
未就学																				
小学生		1	1	2					1	1				1	1			2	1	3
中学生	1		1						2		1	1		1	1	1	2	1	1	2
高校生						1					2	1		3	9		1	2	4	1
大学生等	1					1					1	1			1	2		1		1
有 職	1									1	1	1		1	1		1	1	1	4
無 職										1									1	

(粗暴犯)

区 分	暴 行										傷 害 ・ 傷 害 致 死									
	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総 数	101	88	81	45	58	44	54	50	55	77	82	84	79	75	64	58	52	64	84	104
未就学																				
小学生	9	8	12	9	14	5	21	8	13	21	7	7	11	10	10	9	6	12	10	11
中学生	60	61	48	23	20	26	19	26	22	32	50	50	30	36	27	12	20	22	29	44
高校生	20	13	10	6	18	8	5	8	9	17	9	4	9	13	8	19	10	10	27	19
大学生等	3		2	1			2	1	1	1	3	2	2	1	1	1	3	5	4	2
有 職	7	5	8	5	5	3	4	6	5	4	8	21	22	9	15	14	9	14	9	18
無 職	2	1	1	1	1	2	3	1	5	2	5		5	6	3	3	4	1	5	10

区 分	脅 迫										恐 喝									
	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総 数	5	15	9	8	11	9	8	9	14	13	12	10	16	6	22	7	17	11	10	5
未就学																				
小学生		1	1		3	1	1		4	4		2	1		2		1	1		
中学生	1	11	3	3	2	4	3	4	3	2	2	4	1	5	5	3	7	4	4	2
高校生	2	1	3	3	4	2	3	2	5	5	1	2	6		6	1	2	5	3	1
大学生等		1		1	2					1			1		1					
有 職	1	1	1	1		2		2	2	1	9		5	1	7	3	6		2	2
無 職	1		1				1	1				2	2		1		1	1	1	

(窃盗犯)

(風俗犯)

区 分	窃 盗 犯										わ い せ つ									
	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総 数	828	780	667	508	447	345	275	336	412	437	18	33	23	34	19	23	21	15	22	20
未就学	2				1															
小学生	130	204	161	137	116	86	78	117	108	98	3	2	5	6	4	7	3	6	4	4
中学生	312	279	275	188	134	84	58	78	116	131	10	18	13	17	8	9	13	6	6	7
高校生	235	163	130	107	106	120	88	81	117	137	5	9	2	6	7	4	5	3	10	6
大学生等	30	26	24	20	20	11	13	21	18	14			1	1					1	2
有 職	78	73	43	37	46	33	28	28	29	32		3	1	3		3			1	
無 職	41	35	34	19	24	11	10	11	24	25		1	1	1						1

(知能犯)

区 分	詐 欺										横 領 等									
	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総 数	15	28	15	18	11	14	13	7	15	10	4					1		2		1
未就学																				
小学生	1	5	1	1	3					2										
中学生	3	5	1	6	2	6	2		3											
高校生	2	5	3	5	2	4	3	2	6	5	2					1				
大学生等	2		1	1	2	2	1	1												
有 職	3	4	4	2	1	1	5	2	3	2	1							2		1
無 職	4	9	5	3	1	1	2	2	3	1	1									

(その他)

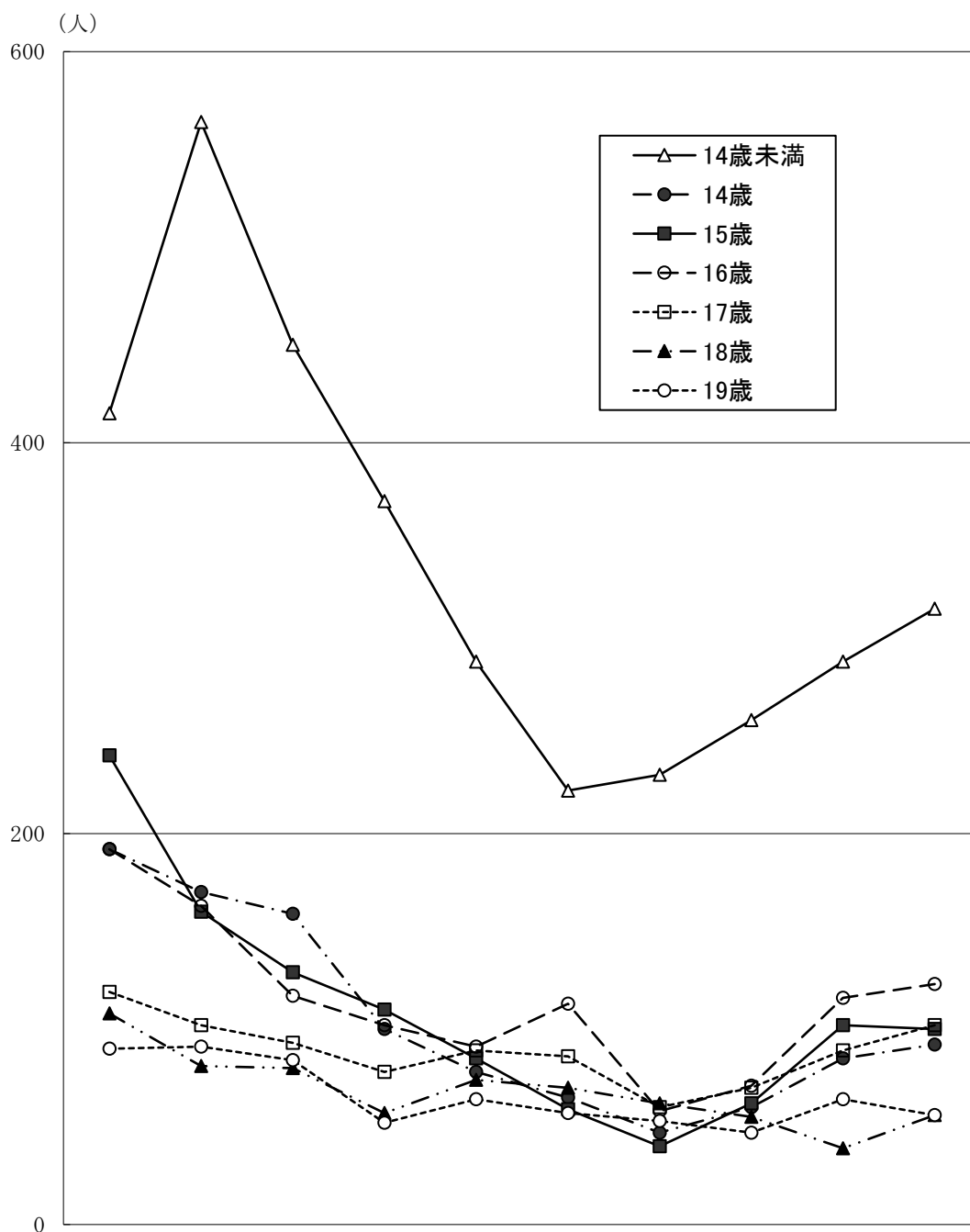
区 分	占 有 離 脱 物 横 領										器 物 損 壊 等									
	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総 数	138	128	85	62	57	49	25	38	49	56	26	57	34	32	26	32	35	27	36	28
未就学																	2			
小学生	11	14	3	4	4	3	5	1	3	4	10	19	10	19	13	15	20	12	14	14
中学生	41	39	30	19	6	8	6	12	13	14	12	33	18	3	3	9	6	7	12	11
高校生	53	41	37	24	28	19	9	15	24	29	2	3	4	5	4	6	4	6	4	3
大学生等	10	13	9	5	6	6	1	5	5	3	1	1	1		1	1			2	
有 職	16	11	4	6	9	9	3	1	4	5	1		1	3	5	1	3	2	2	
無 職	7	10	2	4	4	4	1	4		1		1		2					2	

区 分	住 居 侵 入 等										そ の 他									
	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総 数	42	46	45	45	19	53	22	34	35	21	70	53	44	24	18	24	22	19	36	47
未就学															1					
小学生	3	8	1	5	1	12	3	5	4	1	2	3	8	6	1	2	5	2	9	7
中学生	16	24	26	17	12	5	6	5	5	14	35	16	17	4	5	5		6	11	12
高校生	12	7	11	11	6	14	9	14	22	3	21	18	8	8	3	7	8	8	9	19
大学生等			2	1		10	1			1		4	1	1	1	3	2	1		1
有 職	5	4	2	10		9		8	4	1	8	9	7	4	5	7	6	1	5	7
無 職	6	3	3	1		3	3	2		1	4	3	3	1	2		1	1	2	1

※ その他とは、公務執行妨害、盗品等に関する罪など、前記罪種に含まれないもの

(8) 年齢別検挙・補導状況の年次別推移

令和6年中は、前年に比べ15歳及び19歳が減少したが、他の年齢は増加した。



区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	1, 356	1, 331	1, 112	869	769	672	550	623	783	844
14歳未満	415	564	450	370	288	222	230	258	288	315
14 歳	192	170	159	100	78	65	47	60	85	92
15 歳	240	160	129	110	85	59	40	62	102	100
16 歳	192	163	117	102	91	113	58	71	116	123
17 歳	119	102	93	78	89	86	60	70	89	102
18 歳	108	81	80	57	74	70	62	55	39	56
19 歳	90	91	84	52	64	57	53	47	64	56

(9) 罪種・学職及び年齢別の前年対比状況（全国・広島県）

ア 全国

区 分		令和 6 年	学職別						令和 5 年	増減	
			小学生 以下	中学生	高校生	大学生等	有職	無職		数	率
令 和 6 年		29,675	4,018	8,304	9,478	1,655	3,837	2,383	26,206	3,469	13.2
凶 悪 犯	殺 人	57	0	7	18	3	12	17	50	7	14.0
	強 盗	472	0	32	154	20	143	123	332	140	42.2
	放 火	58	22	10	16	1	5	4	78	▲ 20	▲ 25.6
	不同意性交等	332	18	72	104	38	74	26	208	124	59.6
粗 暴 犯	暴 行	1,900	449	661	412	50	242	86	1,686	214	12.7
	傷 害	2,864	265	847	758	66	667	261	2,547	317	12.4
	脅 迫	326	52	92	99	29	34	20	313	13	4.2
	恐 喝	472	13	102	151	15	118	73	453	19	4.2
窃 盗 犯	凶器準備集合	14	0	0	1	6	7	0	12	2	16.7
	盗 犯	15,469	2,353	4,340	5,070	767	1,758	1,181	13,993	1,476	10.5
	知 詐 欺	805	12	86	268	63	144	232	761	44	5.8
	能 横 領	21	2	6	5	1	4	3	23	▲ 2	▲ 8.7
犯	偽 造	68	0	7	26	13	10	12	54	14	25.9
	背 任 等 (※)	0	0	0	0	0	0	0	1	▲ 1	▲ 100.0
	風 俗 犯	826	89	289	290	70	61	27	730	96	13.2
	性的姿態	700	20	138	389	110	28	15	135	565	418.5
そ の 他	その他	11	0	1	7	0	1	2	6	5	83.3
	占有離脱物横領	1,955	94	413	826	299	218	105	1,648	307	18.6
	住居侵入	1,108	80	456	359	51	100	62	1,086	22	2.0
	盗 品 等	372	14	125	158	12	42	21	387	▲ 15	▲ 3.9
他	器物損壊	1,197	443	462	179	13	59	41	1,053	144	13.7
	その他	648	92	158	188	28	110	72	650	▲ 2	▲ 0.3
令 和 5 年		26,206	3,817	7,395	7,817	1,545	3,529	2,103			
増 数		3,469	201	909	1,661	110	308	280			
減 率		13.2	5.3	12.3	21.2	7.1	8.7	13.3			

区 分		令和 6 年	年齢別						
			14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
令 和 6 年		29,675	7,913	2,912	3,922	4,871	4,138	3,179	2,740
凶 悪 犯	殺 人	57	2	1	10	7	10	13	14
	強 盗	472	5	17	49	102	123	103	73
	放 火	58	28	3	6	5	10	2	4
	不同意性交等	332	46	30	34	36	55	54	77
粗 暴 犯	暴 行	1,900	848	194	164	209	185	151	149
	傷 害	2,864	582	350	408	507	428	311	278
	脅 迫	326	97	31	37	38	46	34	43
	恐 喝	472	51	38	69	93	90	77	54
窃 盗 犯	凶器準備集合	14	0	0	0	0	1	10	3
	盗 犯	15,469	4,384	1,515	2,225	2,688	1,999	1,443	1,215
	知 詐 欺	805	36	37	76	155	172	189	140
	能 横 領	21	8	0	0	0	5	3	5
犯	偽 造	68	2	4	4	9	18	12	19
	背 任 等 (※)	0	0	0	0	0	0	0	0
	風 俗 犯	826	255	90	96	85	122	97	81
	性的姿態	700	62	61	75	119	164	127	92
そ の 他	その他	11	0	1	1	0	7	2	0
	占有離脱物横領	1,955	267	149	256	368	334	282	299
	住居侵入	1,108	285	158	176	181	134	100	74
	盗 品 等	372	57	51	74	78	67	32	13
他	器物損壊	1,197	734	122	99	89	70	56	27
	その他	648	164	60	63	102	98	81	80
令 和 5 年		26,206	7,257	2,604	3,328	4,174	3,421	2,808	2,614
増 数		3,469	656	308	594	697	717	371	126
減 率		13.2	9.0	11.8	17.8	16.7	21.0	13.2	4.8

※ 背任等は、詐欺・横領・偽造以外の知能犯を示す。

イ 広島県

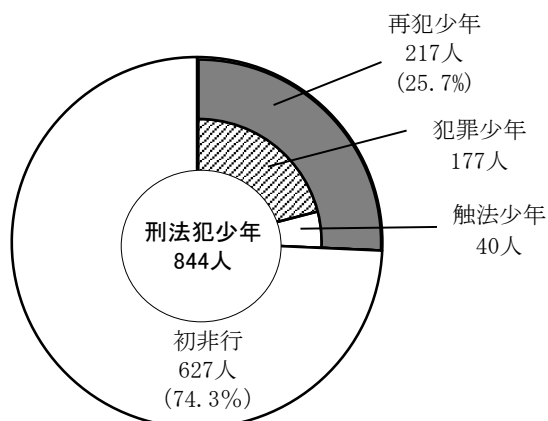
区 分		令和 6 年	学職別							令和 5 年	増減	
			未就学	小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職		数	率
令 和 6 年		844	0	170	271	246	27	85	45	783	61	7.8
凶 悪 犯	殺 人	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0.0
	強 盗	10	0	0	0	1	0	7	2	3	7	233.3
	放 火	3	0	1	0	0	0	1	1	3	0	0.0
犯	不同意性交等	11	0	3	2	1	1	4	0	8	3	37.5
粗 暴 犯	暴 行	77	0	21	32	17	1	4	2	55	22	40.0
	傷 害	104	0	11	44	19	2	18	10	84	20	23.8
	脅 迫	13	0	4	2	5	1	1	0	14	▲ 1	▲ 7.1
	恐 喝	5	0	0	2	1	0	2	0	10	▲ 5	▲ 50.0
犯	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	0	0	4	▲ 4	▲ 100.0
窃 犯	盗 犯	437	0	98	131	137	14	32	25	412	25	6.1
知 能 犯	詐 欺	10	0	2	0	5	0	2	1	15	▲ 5	▲ 33.3
	横 領	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	-
	偽 造	0	0	0	0	0	0	0	0	1	▲ 1	▲ 100.0
	背 任	0	0	0	0	0	0	0	0	1	▲ 1	▲ 100.0
風 俗 犯	わいせつ	20	0	4	7	6	2	0	1	22	▲ 2	▲ 9.1
	性的姿態	9	0	2	0	4	1	2	0	4	5	125.0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
そ の 他	占有離脱物横領	56	0	4	14	29	3	5	1	49	7	14.3
	住居侵入	21	0	1	14	3	1	1	1	35	▲ 14	▲ 40.0
	盗 品 等	12	0	0	7	5	0	0	0	4	8	200.0
	器物損壊	28	0	14	11	3	0	0	0	43	▲ 15	▲ 34.9
	そ の 他	26	0	5	5	10	0	5	1	15	11	73.3
令 和 5 年		783	0	171	230	240	31	67	44			
増 減	数	61	0	▲ 1	41	6	▲ 4	18	1			
	率	7.8	-	▲ 0.6	17.8	2.5	▲ 12.9	26.9	2.3			

区 分		令和 6 年	年齢別						
			14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
令 和 6 年		844	315	92	100	123	102	56	56
凶 悪 犯	殺 人	1	0	0	0	0	0	0	1
	強 盗	10	0	0	0	3	2	2	3
	放 火	3	1	0	0	0	2	0	0
犯	不同意性交等	11	4	1	0	0	0	4	2
粗 暴 犯	暴 行	77	43	7	7	6	9	1	4
	傷 害	104	31	20	12	9	11	8	13
	脅 迫	13	5	0	2	0	5	0	1
	恐 喝	5	1	0	1	1	0	0	2
犯	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	0	0
窃 犯	盗 犯	437	166	44	56	78	51	22	20
知 能 犯	詐 欺	10	2	0	0	3	2	2	1
	横 領	1	0	0	0	0	0	0	1
	偽 造	0	0	0	0	0	0	0	0
	背 任	0	0	0	0	0	0	0	0
風 俗 犯	わいせつ	20	10	1	2	3	2	0	2
	性的姿態	4	2	0	0	0	1	5	1
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	占有離脱物横領	56	13	4	8	12	10	6	3
	住居侵入	21	5	8	4	2	2	0	0
	盗 品 等	12	3	3	4	1	1	0	0
	器物損壊	28	21	3	1	1	0	2	0
	そ の 他	26	8	1	3	4	4	4	2
令 和 5 年		783	288	85	102	116	89	39	64
増 減	数	61	27	7	▲ 2	7	13	17	▲ 8
	率	7.8	9.4	8.2	▲ 2.0	6.0	14.6	43.6	▲ 12.5

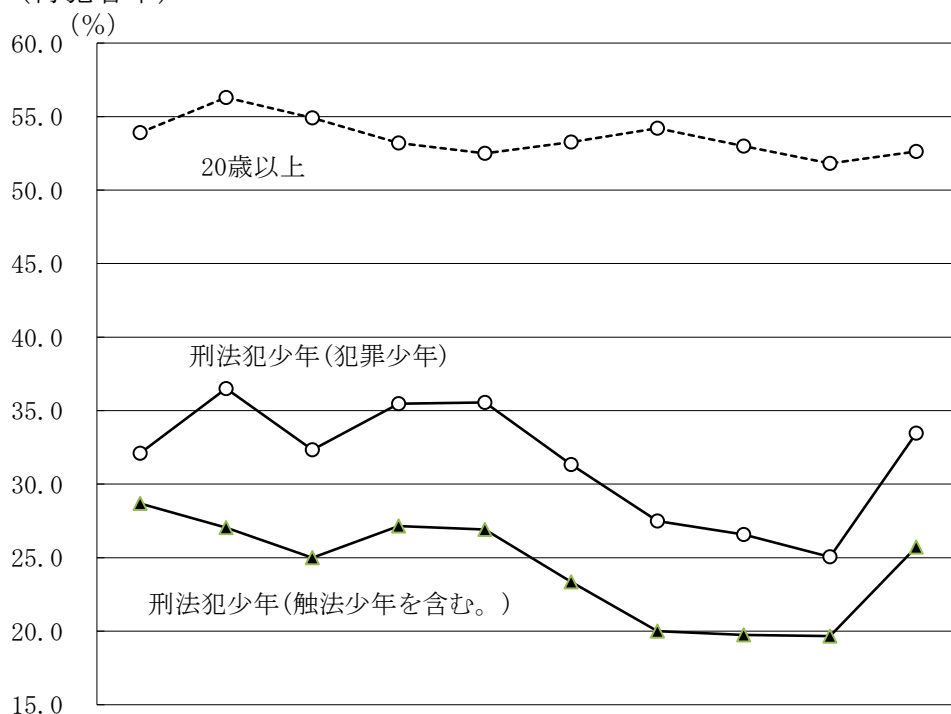
(10) 刑法犯少年の再犯者率の年次別推移

令和6年中は、触法少年を含む刑法犯少年の25.7%が再犯であり、前年より増加した。

また、犯罪少年では、33.5%が再犯であり、前年を8.4ポイント上回った。



(再犯者率)



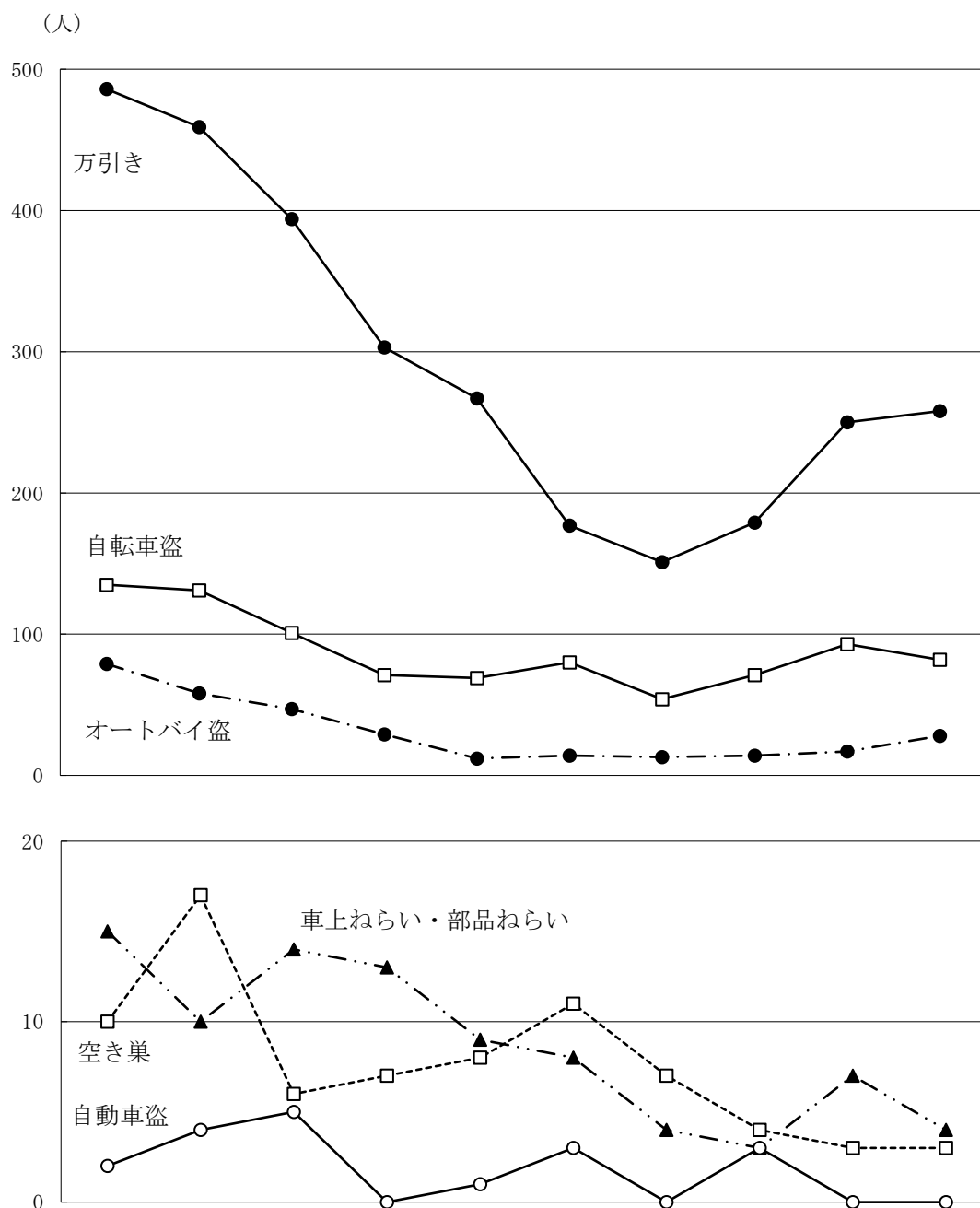
区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
20歳以上										
総 数	4,690	4,222	3,993	3,941	4,012	3,756	3,716	3,593	3,468	3,666
再 犯 人 員	2,526	2,378	2,192	2,098	2,106	2,001	2,014	1,904	1,797	1,929
再 犯 者 率	53.9	56.3	54.9	53.2	52.5	53.3	54.2	53.0	51.8	52.6

少 年	刑法犯少年	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550	623	783	844
	犯罪少年	941	767	662	499	481	450	320	365	495	529
	触法少年	415	564	450	370	288	222	230	258	288	315
	再非行人員	389	360	278	236	207	157	110	123	154	217
	犯罪少年	302	280	214	177	171	141	88	97	124	177
	触法少年	87	80	64	59	36	16	22	26	30	40
	再犯者率 (触法少年含む)	28.7	27.0	25.0	27.2	26.9	23.4	20.0	19.7	19.7	25.7
	再犯者率 (犯罪少年)	32.1	36.5	32.3	35.5	35.6	31.3	27.5	26.6	25.1	33.5

(11) 窃盗犯少年の状況

ア 年次別推移

万引きが最も多く、続いて自転車盗となっている。

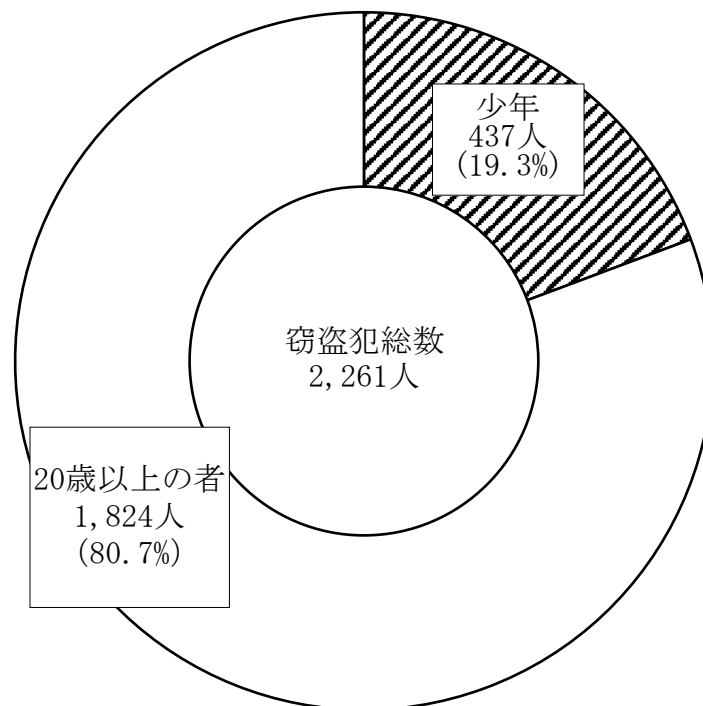


区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	828	780	667	508	447	345	275	336	412	437
万 引 き	486	459	394	303	267	177	151	179	250	258
オートバイ盗	79	58	47	29	12	14	13	14	17	28
自 転 車 盗	135	131	101	71	69	80	54	71	93	82
車上ねらい・部品ねらい	15	10	14	13	9	8	4	3	7	4
空 き 巣	10	17	6	7	8	11	7	4	3	3
自 動 車 盗	2	4	5	0	1	3	0	3	0	0
そ の 他	101	101	100	85	81	52	46	62	42	62

イ 構成比

窃盗犯の19.3%を少年が占めており、前年からその割合は減少（0.5ポイント減）している。

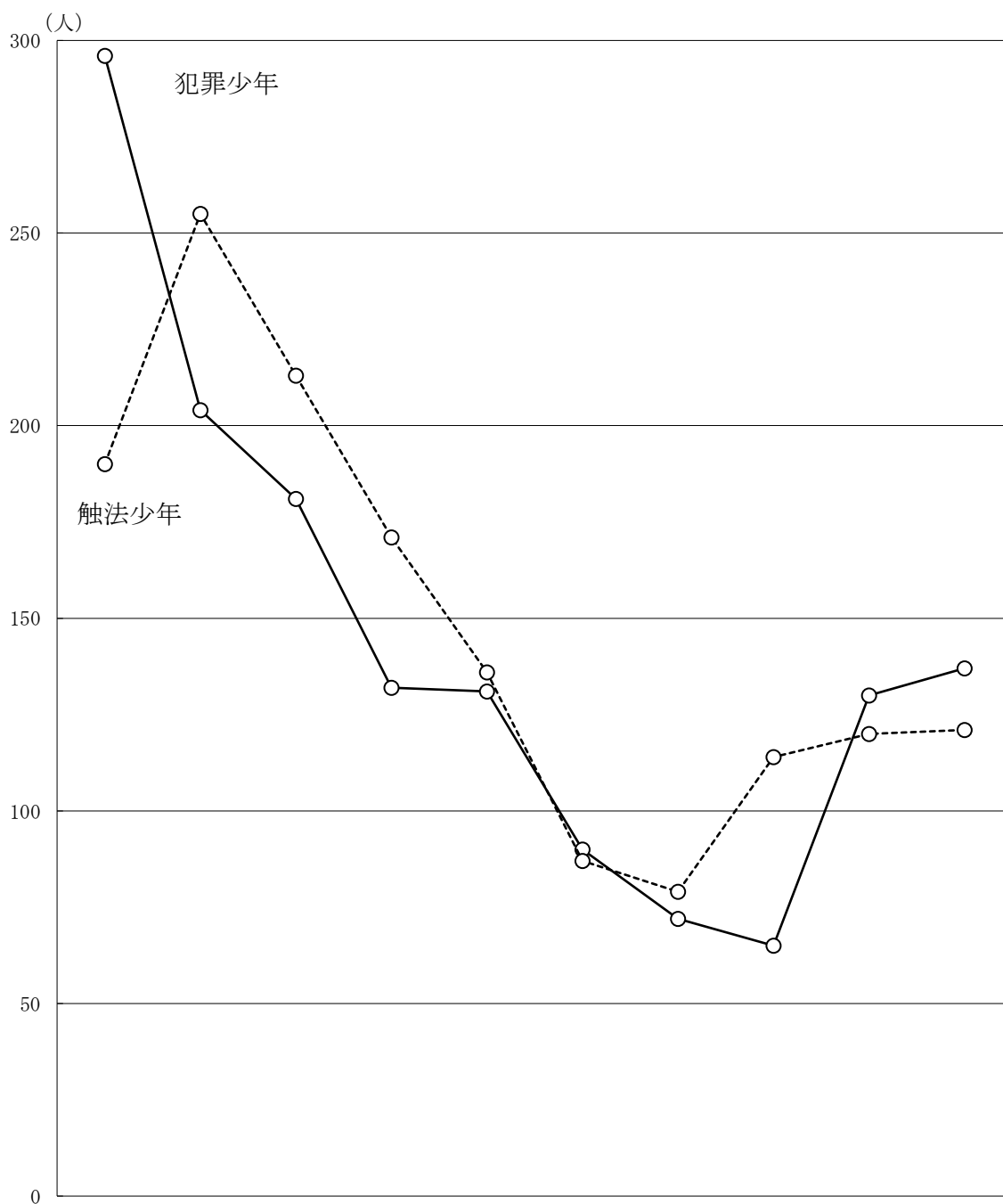
区 分		総検挙人員		うち少年		少年の占める割合		構成比（少年）	
		令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年
総 数		2,261	2,081	437	412	19.3	19.8	100.0	100.0
万 引 き		1,484	1,341	258	250	17.4	18.6	59.0	60.7
車 を 対 象	オートバイ盗	31	17	28	17	90.3	100.0	6.4	4.1
	自 転 車 盗	134	134	82	93	61.2	69.4	18.8	22.6
	車上ねらい・部品ねらい	34	44	4	7	11.8	15.9	0.9	1.7
	自 動 車 盗	5	6	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小 計	204	201	114	117	55.9	58.2	26.1	28.4
自販機ねらい		5	1	4	0	80.0	0.0	0.9	0.0
空 き 巣		38	36	3	3	7.9	8.3	0.7	0.7
ひ っ た く り		1	1	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
そ の 他		529	501	58	42	11.0	8.4	13.3	10.2



ウ 万引き少年

(7) 年次別推移

犯罪少年、触法少年どちらも前年より微増している。

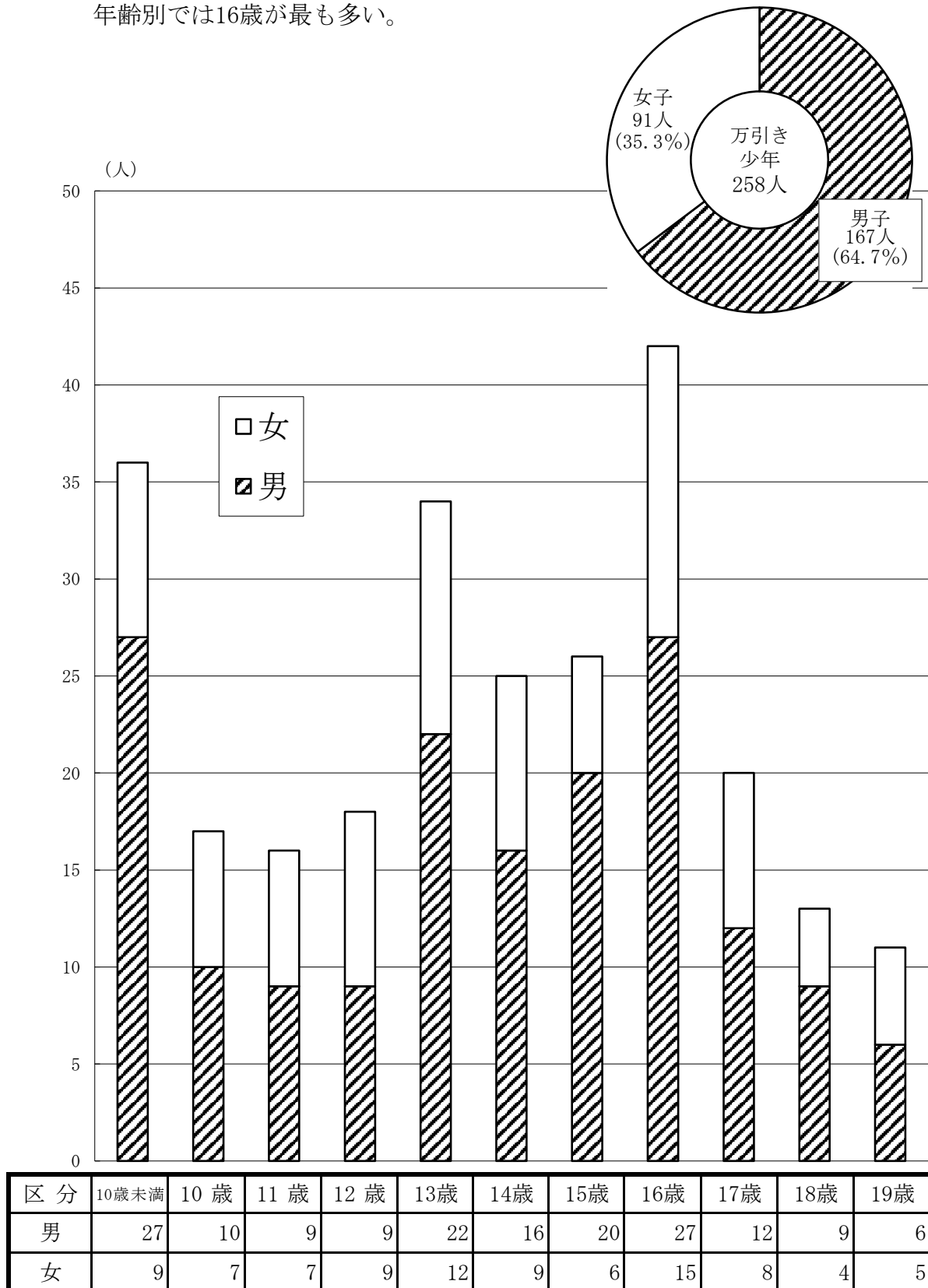


区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
総 数	486	459	394	303	267	177	151	179	250	258
犯罪少年	296	204	181	132	131	90	72	65	130	137
触法少年	190	255	213	171	136	87	79	114	120	121

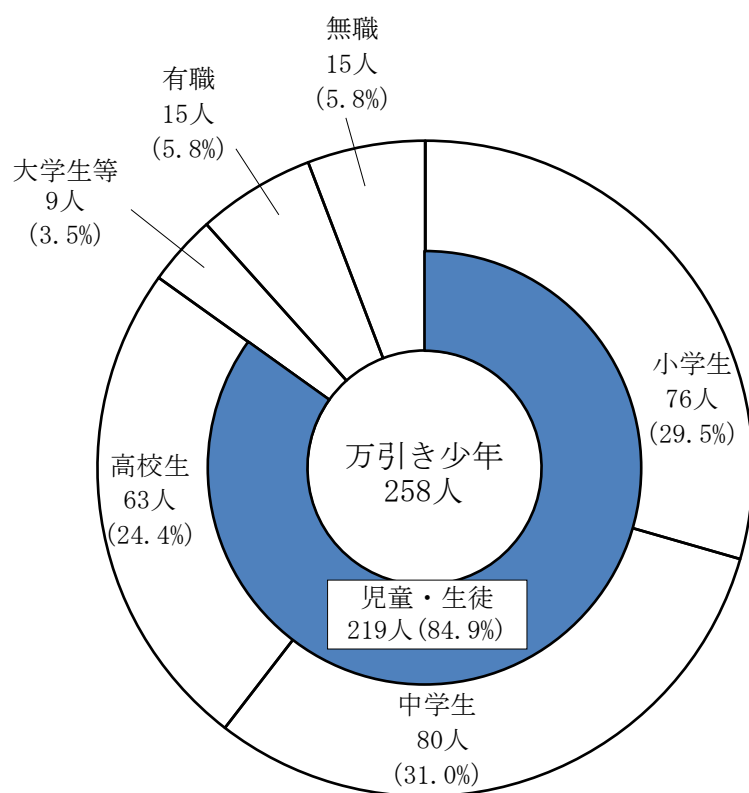
(イ) 男女別・年齢別

総数258人のうち、男女別では男子が167人（64.7%）、女子が91人（35.3%）となっている。

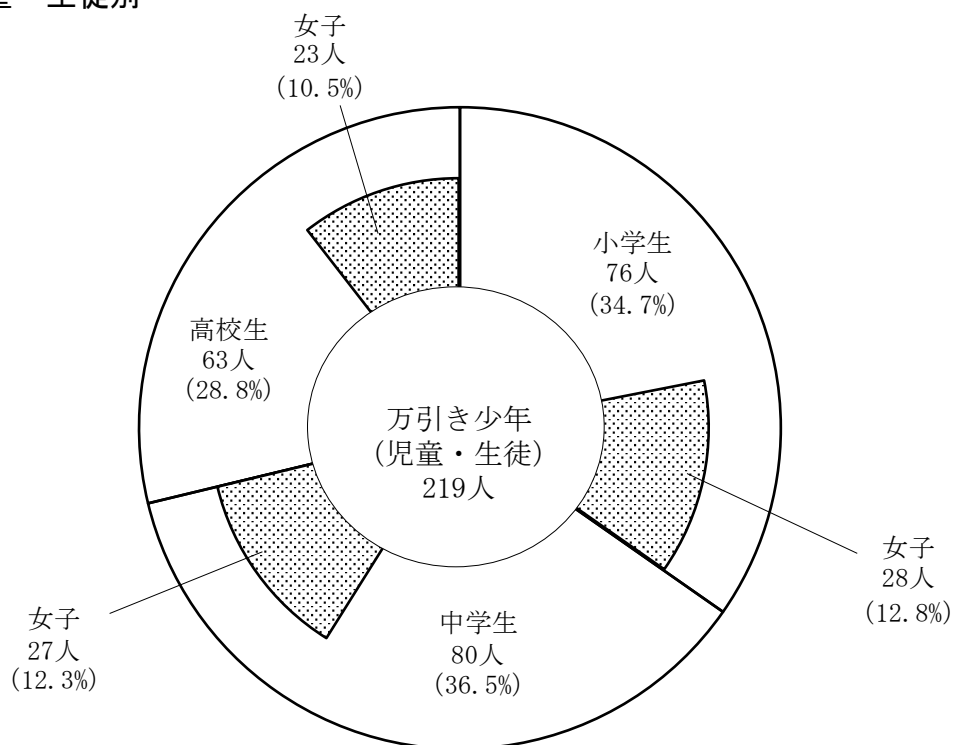
年齢別では16歳が最も多い。



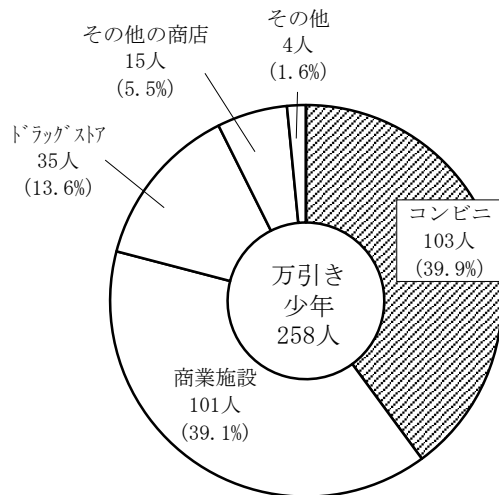
(ウ) 学職別



(エ) 児童・生徒別

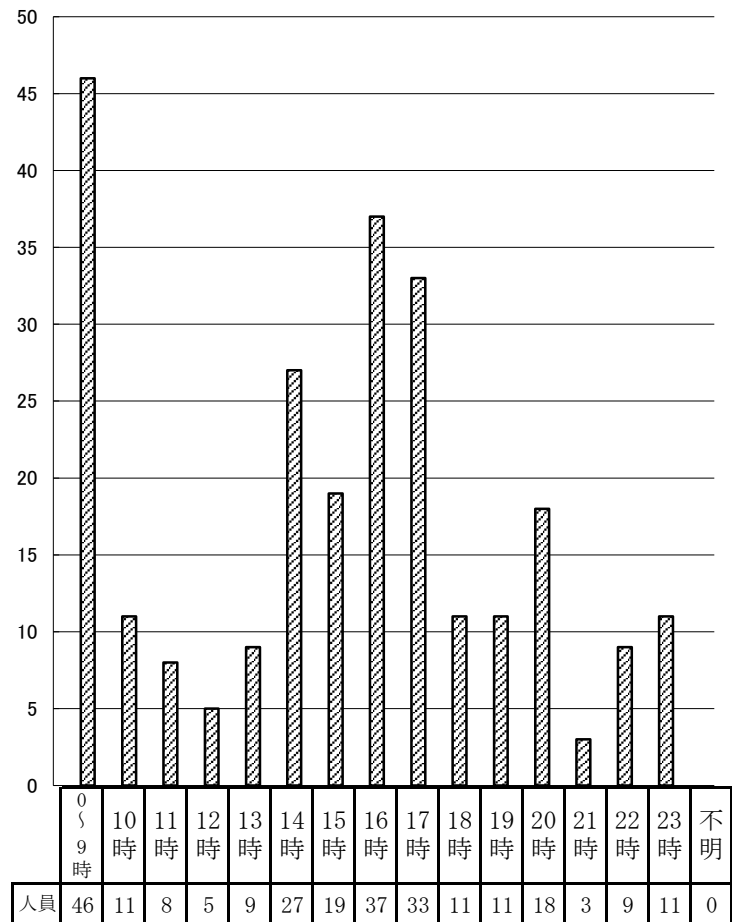


(カ) 場所

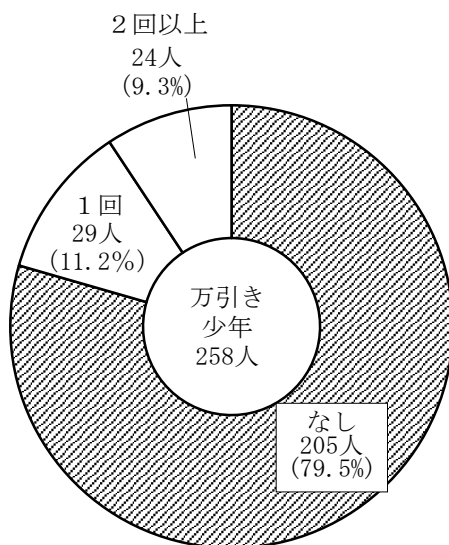


※ 商業施設は総合スーパー、デパートを示す。

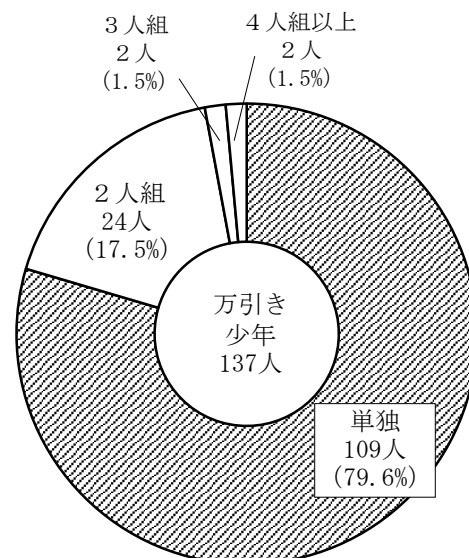
(キ) 時間帯



(ク) 非行歴



(ケ) 共犯

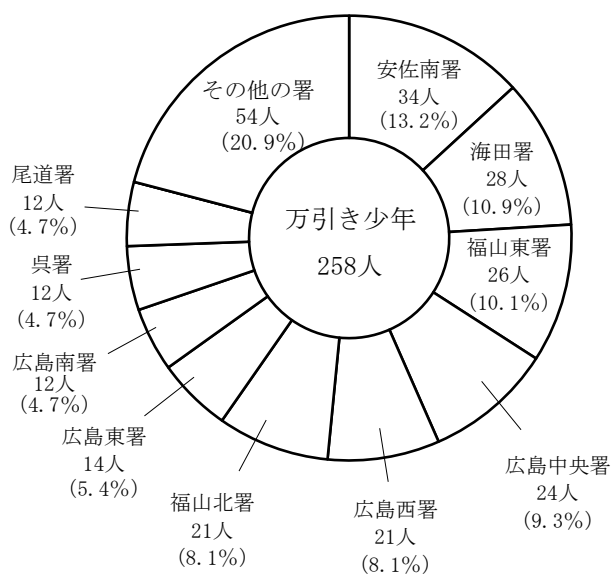
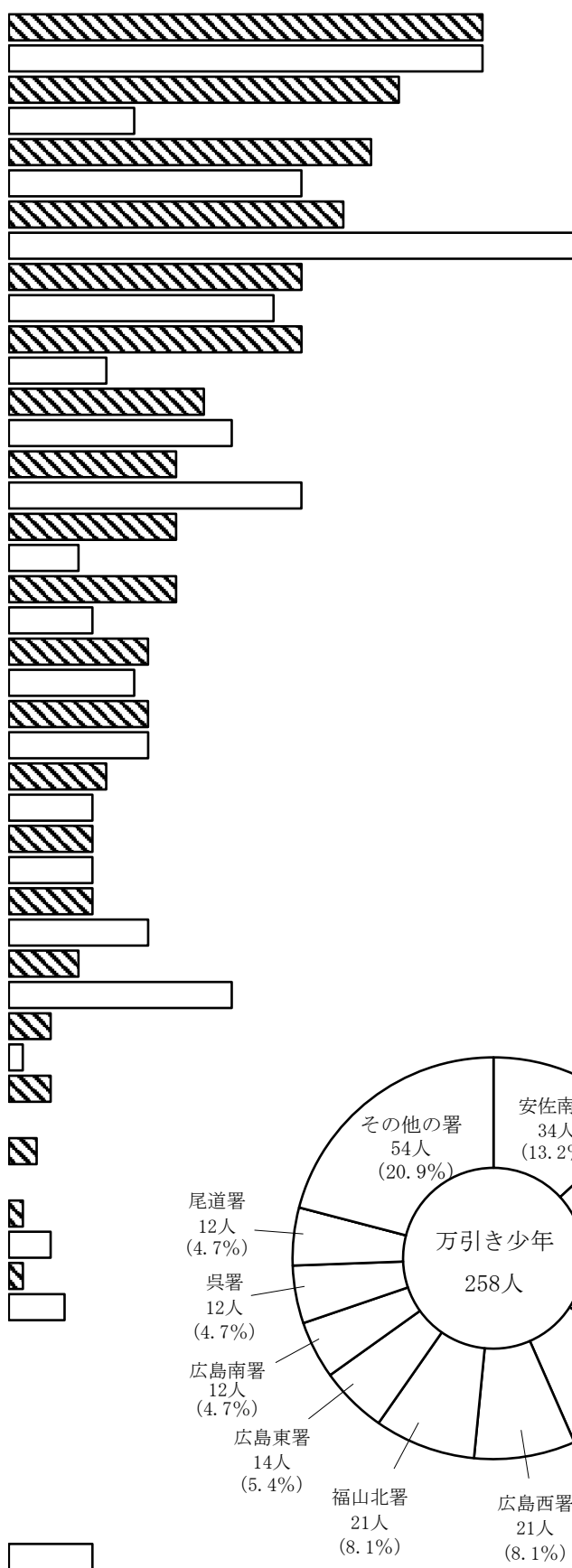


※ 触法少年121人を除く。

(7) 警察署別前年対比検挙・補導数

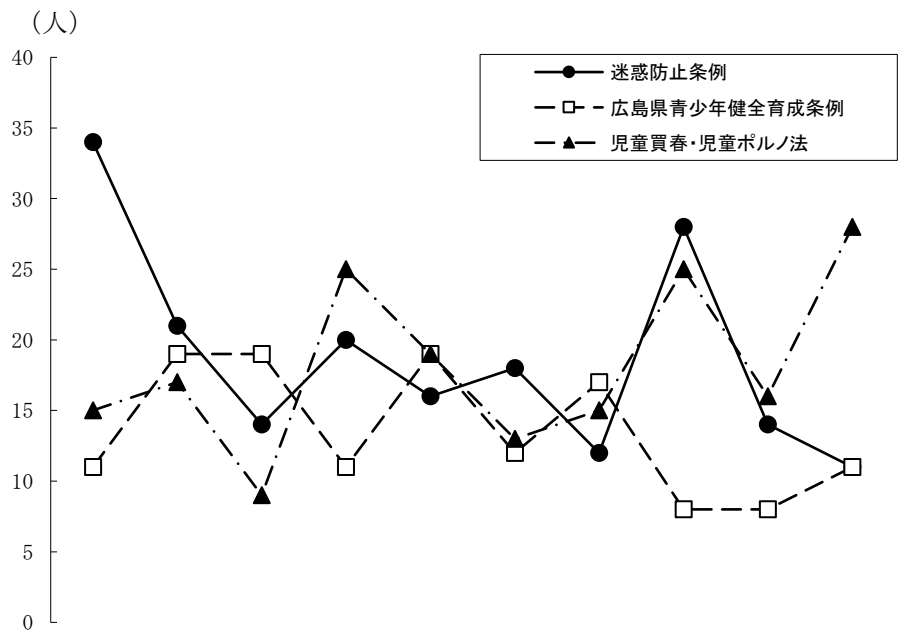
順位	署名	年	検挙・補導 人員
1	安佐南	R6	34
		R5	34
2	海田	R6	28
		R5	9
3	福山東	R6	26
		R5	21
3	広島中央	R6	24
		R5	41
5	広島西	R6	21
		R5	19
6	福山北	R6	21
		R5	7
6	広島東	R6	14
		R5	16
8	広島南	R6	12
		R5	21
8	呉	R6	12
		R5	5
10	尾道	R6	12
		R5	6
10	安佐北	R6	10
		R5	9
12	廿日市	R6	10
		R5	10
13	東広島	R6	7
		R5	6
13	広	R6	6
		R5	6
13	福山西	R6	6
		R5	10
13	佐伯	R6	5
		R5	16
17	三次	R6	3
		R5	1
18	庄原	R6	3
		R5	0
19	安芸高田	R6	2
		R5	0
20	大竹	R6	1
		R5	3
21	府中	R6	1
		R5	4
21	山県	R6	0
		R5	0
21	江田島	R6	0
		R5	0
21	竹原	R6	0
		R5	0
21	三原	R6	0
		R5	6
21	世羅	R6	0
		R5	0

0 10 20 30 40 50



4 特別法犯少年

(1) 主要特別法犯少年の年次別推移



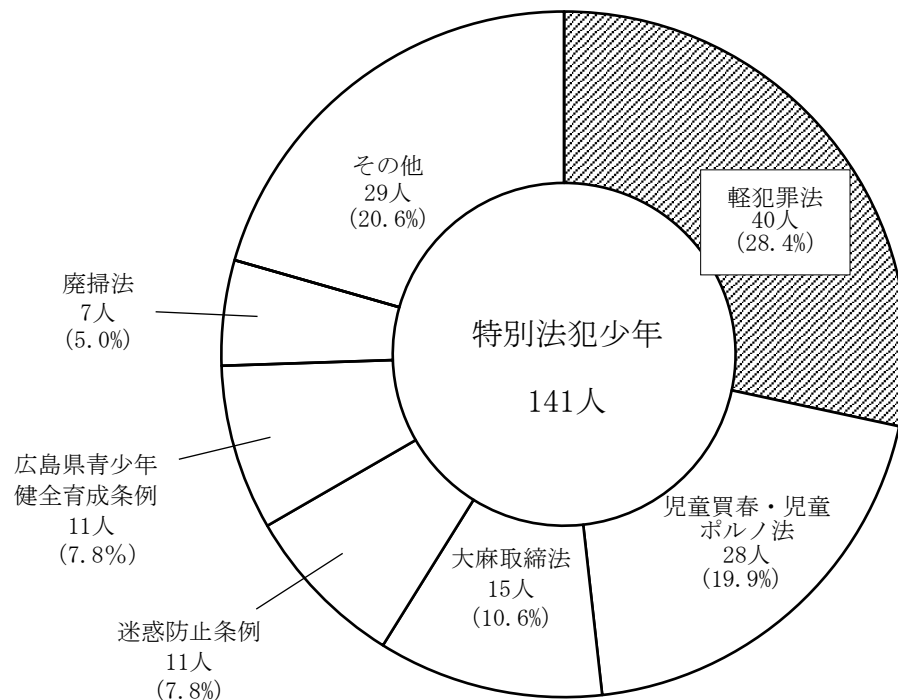
区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
迷惑防止条例	34	21	14	20	16	18	12	28	14	11
広島県青少年健全育成条例	11	19	19	11	19	12	17	8	8	11
児童買春・児童ポルノ法	15	17	9	25	19	13	15	25	16	28

(2) 法令・年次別の状況

区 分	総 数	軽 犯 罪 法	迷 惑 防 止 条 例	風 営 適 正 化 法	児 童 福 祉 法	広 健 島 全 県 育 青 成 少 年 例	児 童 買 春 ・ 児 童 ポ ル ノ 法	銃 砲 持 等 刀 取 締 類 法	大 麻 取 締 法	覚 醒 剤 取 締 法	廃 棄 掃 物 に 関 処 す 理 及 法 び 律	鉄 道 営 業 法	そ の 他
平成27年	207	123	34	0	0	11	15	4	1	0	9	9	1
平成28年	189	90	21	2	0	19	17	6	0	2	18	6	8
平成29年	198	120	14	0	4	19	9	8	5	0	12	0	7
平成30年	187	92	20	0	5	11	25	7	10	2	7	5	3
令和元年	131	54	16	0	0	19	19	5	5	1	8	1	3
令和2年	135	66	18	0	0	12	13	5	2	1	9	1	8
令和3年	125	53	12	0	0	17	15	12	6	2	7	0	1
令和4年	159	62	28	0	0	8	25	7	16	1	4	4	4
令和5年	104	31	14	0	0	8	16	6	17	0	5	3	4
令和6年	141	40	11	0	0	11	28	6	15	1	7	6	16

(3) 法令・学職別の状況

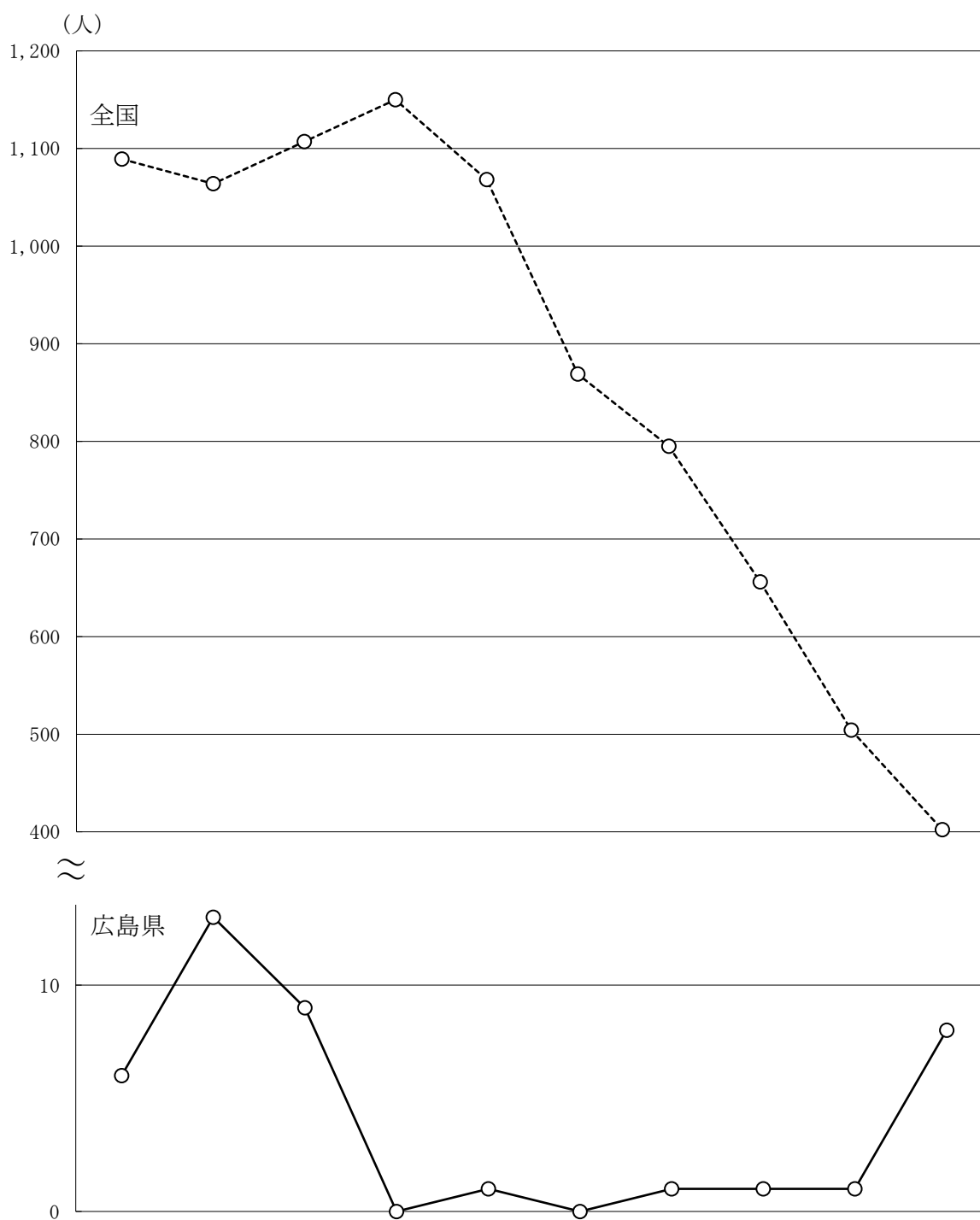
軽犯罪法違反が40人で、全体の28.4%を占めている。



区 分	令和6年	学 職 別						令和5年	増 減		20歳以上令和6年
		小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職		数	率	
令和6年	141	6	23	45	19	38	10	104	37	35.6	1,125
軽 犯 罪 法	40	4	7	8	11	8	2	31	9	29.0	274
迷 惑 防 止 条 例	11	0	4	7	0	0	0	14	▲ 3	▲ 21.4	97
風 営 適 正 化 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	2
売 春 防 止 法	1	0	0	1	0	0	0	0	1	-	10
児 童 福 祉 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0
広島県青少年健全育成条例	11	0	0	1	1	7	2	8	3	37.5	26
児童買春・児童ポルノ法	28	0	8	16	2	2	0	16	12	75.0	10
銃砲刀剣類所持等取締法	6	0	1	0	0	4	1	6	0	0.0	110
大 麻 取 締 法	15	0	0	3	4	8	0	17	▲ 2	▲ 11.8	66
覚 醒 剤 取 締 法	1	0	0	0	0	0	1	0	1	-	104
毒物及び劇物取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7	0	0	1	0	6	0	5	2	40.0	189
鉄 道 営 業 法	6	1	0	2	0	1	2	3	3	100.0	5
そ の 他	15	1	3	6	1	2	2	4	11	275.0	232
令和5年	104	13	16	31	13	27	4				
増 減	数	37	▲ 7	7	14	6	11	6			
	率	35.6	▲ 53.8	43.8	45.2	46.2	40.7	150.0			

5 ぐ犯少年

(1) 年次別推移

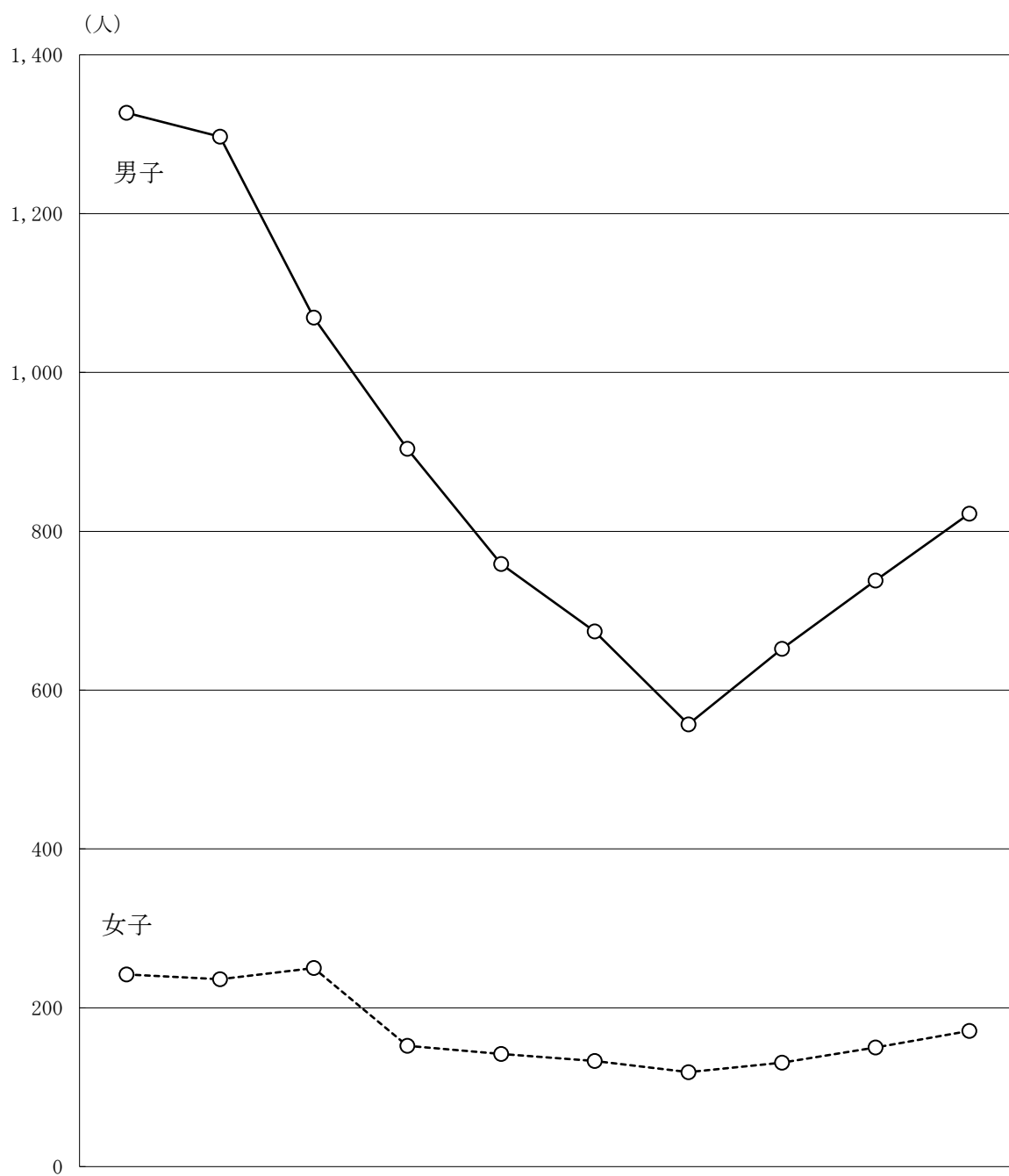


(2) 学職別

学 職 別 ぐ犯事由		令和 6 年	学 生 ・ 生 徒				有 職	無 職	令和 5 年	増 減	
			小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生 等				数	率
令 和 6 年		8	0	7	1	0	0	0	1	7	700.0
家庭裁判所へ送致		1	0	0	1	0	0	0	1	0	0.0
保護者の正当な監督に 服しない性癖のある少年		1	0	0	1	0	0	0	0	1	-
正当の理由がなく家庭に 寄り附かない少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
犯罪性のある人若しくは不道 徳な人と交際し、又はいか がわしい場所に出入りする少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
自己又は他人の徳性を害する 行為をする性癖のある少年		0	0	0	0	0	0	0	1	▲ 1	▲ 100.0
児 童 相 談 所 へ 通 告		7	0	7	0	0	0	0	0	7	-
保護者の正当な監督に 服しない性癖のある少年		7	0	7	0	0	0	0	0	7	-
正当の理由がなく家庭に 寄り附かない少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
犯罪性のある人若しくは不道 徳な人と交際し、又はいか がわしい場所に出入りする少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
自己又は他人の徳性を害する 行為をする性癖のある少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
令 和 5 年		1	0	0	1	0	0	0			
増 減	数	7	0	7	0	0	0	0			
	率	700.0	-	-	0.0	-	-	-			

6 女子少年の非行

(1) 男女別検挙・補導人員の年次別推移



区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	1,569	1,533	1,319	1,056	901	807	676	783	888	993
男 子	1,327	1,297	1,069	904	759	674	557	652	738	822
女 子	242	236	250	152	142	133	119	131	150	171
女子の割合	15.4	15.4	19.0	14.4	15.8	16.5	17.6	16.7	16.9	17.2

(2) 刑法犯女子少年

区 分		令和 6 年	学 職 別							令和 5 年	増減	
			未就学	小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職		数	率
令 和 6 年		154	0	42	43	44	7	8	10	140	14	10.0
凶 悪 犯	殺 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	強 盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	放 火	0	0	0	0	0	0	0	0	1	▲ 1	▲ 100.0
	不同意性交等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
粗 暴 犯	暴 行	8	0	5	2	0	0	0	1	7	1	14.3
	傷 害	7	0	0	7	0	0	0	0	12	▲ 5	▲ 41.7
	脅 迫	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
	恐 喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
凶器準備集合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
窃 盗 犯		119	0	34	31	35	6	6	7	100	19	19.0
知 能 犯	詐 欺	4	0	1	0	3	0	0	0	5	▲ 1	▲ 20.0
	横 領	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	-
	偽 造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	背 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
風 俗 犯	わいせつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	性的姿態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
そ の 他	占有離脱物横領	6	0	0	1	3	1	0	1	3	3	100.0
	住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	2	▲ 2	▲ 100.0
	盗 品 等	3	0	0	1	2	0	0	0	0	3	-
	器物損壊	1	0	0	1	0	0	0	0	5	▲ 4	▲ 80.0
	そ の 他	4	0	1	0	1	0	1	1	4	0	0.0
令 和 5 年		140	0	36	38	46	4	7	9			
増 減	数	14	0	6	5	▲ 2	3	1	1			
	率	10.0	-	16.7	13.2	▲ 4.3	75.0	14.3	11.1			

区 分	令和 6 年	年 齢 別						
		14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
令 和 6 年	154	69	14	11	23	18	10	9
凶 悪 犯	殺 人	0	0	0	0	0	0	0
	強 盗	0	0	0	0	0	0	0
	放 火	0	0	0	0	0	0	0
	不同意性交等	0	0	0	0	0	0	0
粗 暴 犯	暴 行	8	7	0	0	1	0	0
	傷 害	7	3	4	0	0	0	0
	脅 迫	1	1	0	0	0	0	0
	恐 喝	0	0	0	0	0	0	0
犯	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	0
窃 盗 犯		119	54	9	9	20	14	6
知 能 犯	詐 欺	4	1	0	0	0	2	1
	横 領	1	0	0	0	0	0	1
	偽 造	0	0	0	0	0	0	0
	背 任	0	0	0	0	0	0	0
風 俗 犯	わいせつ	0	0	0	0	0	0	0
	性的姿態	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	占有離脱物横領	6	1	0	1	2	1	0
	住居侵入	0	0	0	0	0	0	0
	盗 品 等	3	0	1	1	0	1	0
	器物損壊	1	1	0	0	0	0	0
他	そ の 他	4	1	0	0	0	2	1
令 和 5 年		140	58	11	18	25	12	6
増 減	数	14	11	3	▲ 7	▲ 2	6	3
	率	10.0	19.0	27.3	▲ 38.9	▲ 8.0	50.0	50.0

(3) 特別法犯女子少年

区 分	令和 6年	学 職 別						令和 5年	増 減	
		小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職		数	率
令 和 6 年	16	0	4	2	1	3	6	10	6	60.0
軽 犯 罪 法	3	0	2	0	0	0	1	6	▲ 3	▲ 50.0
迷 惑 防 止 条 例	1	0	1	0	0	0	0	0	1	-
風 営 適 正 化 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
売 春 防 止 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
児 童 福 祉 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
広島県青少年健全育成条例	1	0	0	0	0	1	0	0	1	-
児童買春・児童ポルノ法	1	0	1	0	0	0	0	0	1	-
銃砲刀剣類所持等取締法	1	0	0	0	0	0	1	0	1	-
大 麻 取 締 法	3	0	0	1	0	2	0	2	1	50.0
覚 醒 剤 取 締 法	1	0	0	0	0	0	1	0	1	-
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
鉄 道 営 業 法	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0.0
そ の 他	4	0	0	1	1	0	2	1	3	300.0
令 和 5 年	10	2	0	4	1	2	1			
増 減	数	6	▲ 2	4	▲ 2	0	1	5		
	率	60.0	▲ 100.0	-	▲ 50.0	0.0	50.0	500.0		

区 分	令和 6年	年 齢 別						
		14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
令 和 6 年	16	1	2	2	2	1	1	7
軽 犯 罪 法	3	1	0	1	0	0	0	1
迷 惑 防 止 条 例	1	0	1	0	0	0	0	0
風 営 適 正 化 法	0	0	0	0	0	0	0	0
売 春 防 止 法	0	0	0	0	0	0	0	0
児 童 福 祉 法	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県青少年健全育成条例	1	0	0	0	0	0	1	0
児童買春・児童ポルノ法	1	0	1	0	0	0	0	0
銃砲刀剣類所持等取締法	1	0	0	0	0	0	0	1
大 麻 取 締 法	3	0	0	0	0	0	0	3
覚 醒 剤 取 締 法	1	0	0	0	1	0	0	0
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄 道 営 業 法	1	0	0	1	0	0	0	0
そ の 他	4	0	0	0	1	1	0	2
令 和 5 年	10	2	0	1	2	1	0	4
増 減	数	6	▲ 1	2	1	0	1	3
	率	60.0	▲ 50.0	-	100.0	0.0	0.0	75.0

(4) ぐ犯女子少年

学 職 別 ぐ 犯 事 由		令和 6 年	学 生 ・ 生 徒				有 職	無 職	令和 5 年	増 減	
			小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生 等				数	率
令 和 6 年		1	0	0	1	0	0	0	0	1	-
家 庭 裁 判 所 へ 送 致		1	0	0	1	0	0	0	0	1	-
保護者の正当な監督に 服しない性癖のある少年		1	0	0	1	0	0	0	0	1	-
正当の理由がなく家庭に 寄り附かない少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
犯罪性のある人若しくは不道 徳な人と交際し、又はいか がわしい場所に出入りする少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
自己又は他人の徳性を害する 行為をする性癖のある少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
児 童 相 談 所 へ 通 告		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
保護者の正当な監督に 服しない性癖のある少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
正当の理由がなく家庭に 寄り附かない少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
犯罪性のある人若しくは不道 徳な人と交際し、又はいか がわしい場所に出入りする少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
自己又は他人の徳性を害する 行為をする性癖のある少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
令 和 5 年		0	0	0	0	0	0	0	0		
増減	数	1	0	0	1	0	0	0	0		
	率	-	-	-	-	-	-	-	-		

7 校内暴力事件の状況

(1) 検挙補導件数・人員及び被害者（全国・広島県）

区 分	検 挙 ・ 補 導 件 数					検 挙 ・ 補 導 人 員					被 害 者				
	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
全 国	507	587	593	784	923	549	625	636	852	997	525	628	628	838	981
広 島 県	32	46	49	49	72	33	45	52	44	72	34	51	51	49	81

(2) 教師に対する暴力事件（全国・広島県）

全国

区 分	総 数			小学生による事件			中学生による事件			高校生による事件		
	検挙・ 補導件数	検挙・ 補導人員	被害者数	補導件数	補導人員	被害者数	検挙・ 補導件数	検挙・ 補導人員	被害者数	検挙件数	検挙人員	被害者数
令和 2 年	174	173	189	22	21	23	142	142	156	10	10	10
令和 3 年	196	193	223	30	29	31	155	153	180	11	11	12
令和 4 年	175	171	194	32	32	33	133	129	149	10	10	12
令和 5 年	243	238	269	45	44	46	189	185	214	9	9	9
令和 6 年	283	283	317	57	66	59	210	201	242	16	16	16

広島県

区 分	総 数			小学生による事件			中学生による事件			高校生による事件		
	検挙・ 補導件数	検挙・ 補導人員	被害者数	補導件数	補導人員	被害者数	検挙・ 補導件数	検挙・ 補導人員	被害者数	検挙件数	検挙人員	被害者数
令和 2 年	15	15	17	3	3	3	8	8	10	4	4	4
令和 3 年	24	24	27	6	6	6	18	18	21	0	0	0
令和 4 年	22	21	24	1	1	1	20	19	22	1	1	1
令和 5 年	21	18	21	4	2	4	15	14	15	2	2	2
令和 6 年	39	38	48	3	3	3	31	30	40	5	5	5

(3) 教師以外に対する暴力事件（広島県）

区 分	総 数			小学生による事件			中学生による事件			高校生による事件		
	検挙・ 補導件数	検挙・ 補導人員	被害者数	補導件数	補導人員	被害者数	検挙・ 補導件数	検挙・ 補導人員	被害者数	検挙件数	検挙人員	被害者数
令和 2 年	17	18	17	6	7	6	7	7	7	4	4	4
令和 3 年	22	21	24	12	11	13	8	8	9	2	2	2
令和 4 年	27	31	27	9	10	9	15	16	15	3	5	3
令和 5 年	28	26	28	6	5	6	14	13	14	8	8	8
令和 6 年	33	34	33	7	8	7	18	18	18	8	8	8

8 いじめに起因する事件の状況

(1) 発生件数年次別推移（全国・広島県）

区 分	全 国			広 島 県		
	総 数	い じ め に よ る 事 件	いじめの仕返 しによる事件	総 数	い じ め に よ る 事 件	いじめの仕返 しによる事件
令和2年	142	130	12	7	6	1
令和3年	139	132	7	0	0	0
令和4年	176	167	9	10	9	1
令和5年	292	274	18	11	11	0
令和6年	377	350	27	8	7	1

(2) 検挙・補導人員（全国・広島県）

全国

区 分	総 数	小 学 生	中 学 生	高 校 生
令和6年	457	140	239	78
令和5年	404	125	189	90
増 減	数	53	15	▲ 12
	率	13.1	12.0	▲ 13.3

広島県

区 分	総 数	小 学 生	中 学 生	高 校 生
令和6年	8	0	6	2
令和5年	8	2	3	3
増 減	数	▲ 2	3	▲ 1
	率	▲ 100.0	100.0	▲ 33.3

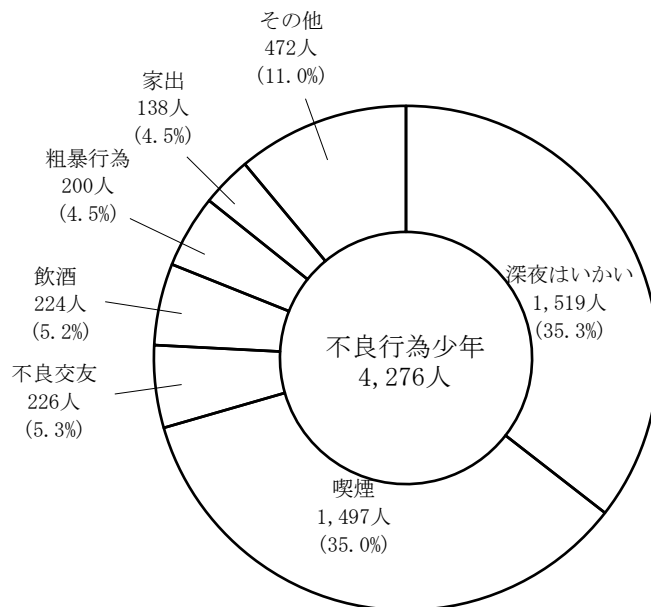
9 不良行為少年

(1) 行為・学職別補導状況

不良行為少年は4,276人であり、前年に比べ346人、8.8%増加している。
行為別では深夜はいかいが最も多く、喫煙と合わせて70.5%を占めている。

区 分	令和 6 年	未 就 学	学 生 ・ 生 徒					有 職	無 職	令和 5 年	増 減	
			小 計	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生 等				数	率
令和6年	4,276	1	3,036	180	884	1,720	252	839	400	3,930	346	8.8
喫 煙	1,497	0	842	2	191	523	126	465	190	946	551	58.2
飲 酒	224	0	155	1	18	89	47	46	23	279	▲ 55	▲ 19.7
薬物乱用	2	0	2	0	0	2	0	0	0	5	▲ 3	▲ 60.0
粗暴行為	200	0	182	48	81	51	2	10	8	286	▲ 86	▲ 30.1
刃物等所持	7	0	5	3	1	1	0	2	0	9	▲ 2	▲ 22.2
金品不正要求	13	0	13	4	6	3	0	0	0	18	▲ 5	▲ 27.8
金品持ち出し	56	0	54	24	21	8	1	1	1	38	18	47.4
性的いたづら	23	0	22	4	17	1	0	0	1	18	5	27.8
暴走行為	40	0	23	0	16	6	1	8	9	45	▲ 5	▲ 11.1
家 出	138	0	130	21	61	44	4	4	4	177	▲ 39	▲ 22.0
無断外泊	40	0	39	1	23	15	0	0	1	51	▲ 11	▲ 21.6
深夜はいかい	1,519	0	1,106	7	230	812	57	270	143	1,388	131	9.4
怠 学	57	0	57	15	26	16	0	0	0	96	▲ 39	▲ 40.6
不健全性的行為	29	0	29	2	11	16	0	0	0	42	▲ 13	▲ 31.0
不良交友	226	1	184	18	72	83	11	25	16	270	▲ 44	▲ 16.3
不健全娯楽	52	0	46	2	37	7	0	5	1	124	▲ 72	▲ 58.1
そ の 他	153	0	147	28	73	43	3	3	3	138	15	10.9
令和5年		4	2,977	254	907	1,579	237	594	355			
増 減	数	346	▲ 3	59	▲ 74	▲ 23	141	15	245	45		
	率	8.8	▲ 75.0	2.0	▲ 29.1	▲ 2.5	8.9	6.3	41.2	12.7		

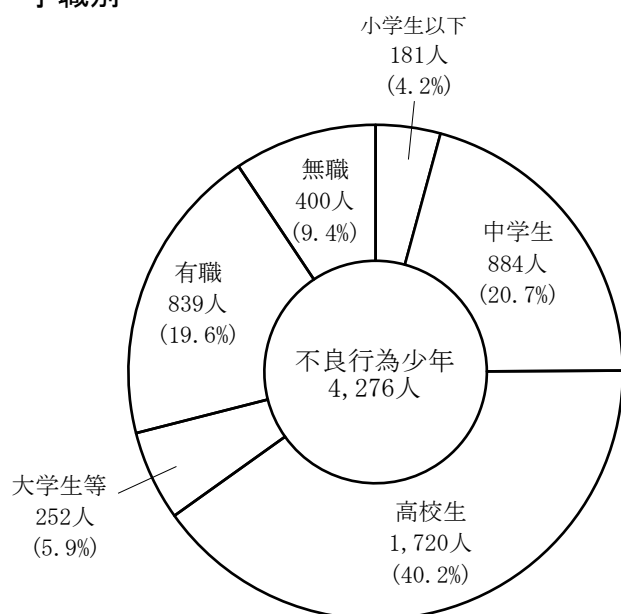
ア 行為別



(2) 警察署別補導状況

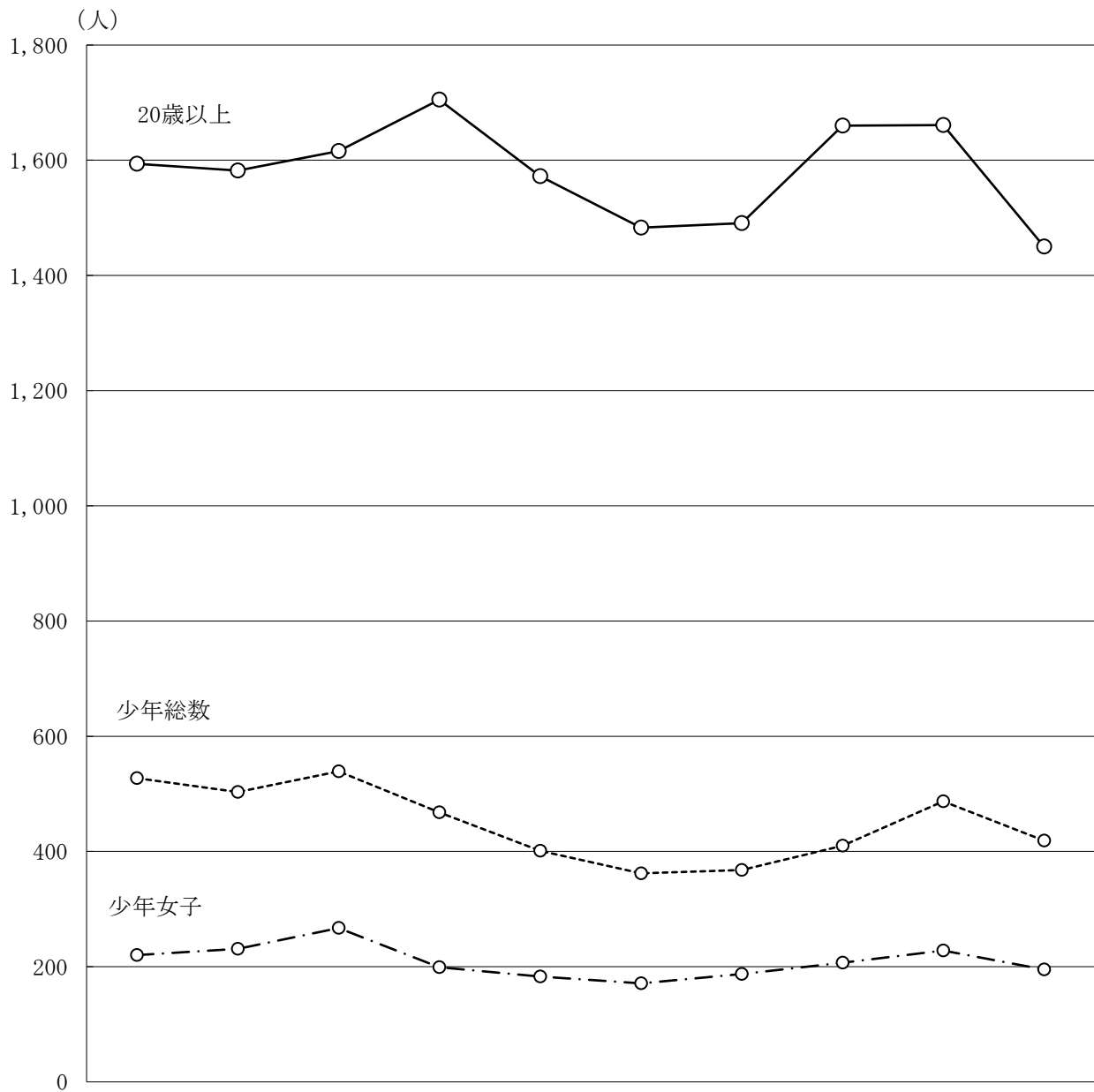
区 分	補 導 数
総 数	4,276
広島中央	485
広島東	199
広島西	210
広島南	192
安佐南	345
安佐北	293
佐伯	145
海田	197
廿日市	170
大竹	177
山 県	12
呉	193
広	222
江田島	15
東広島	82
竹原	24
福山東	342
福山西	129
福山北	136
尾道	200
三原	174
府中	65
三次	90
庄原	12
安芸高田	19
世羅	9
警察本部	139

イ 学職別



10 家出少年

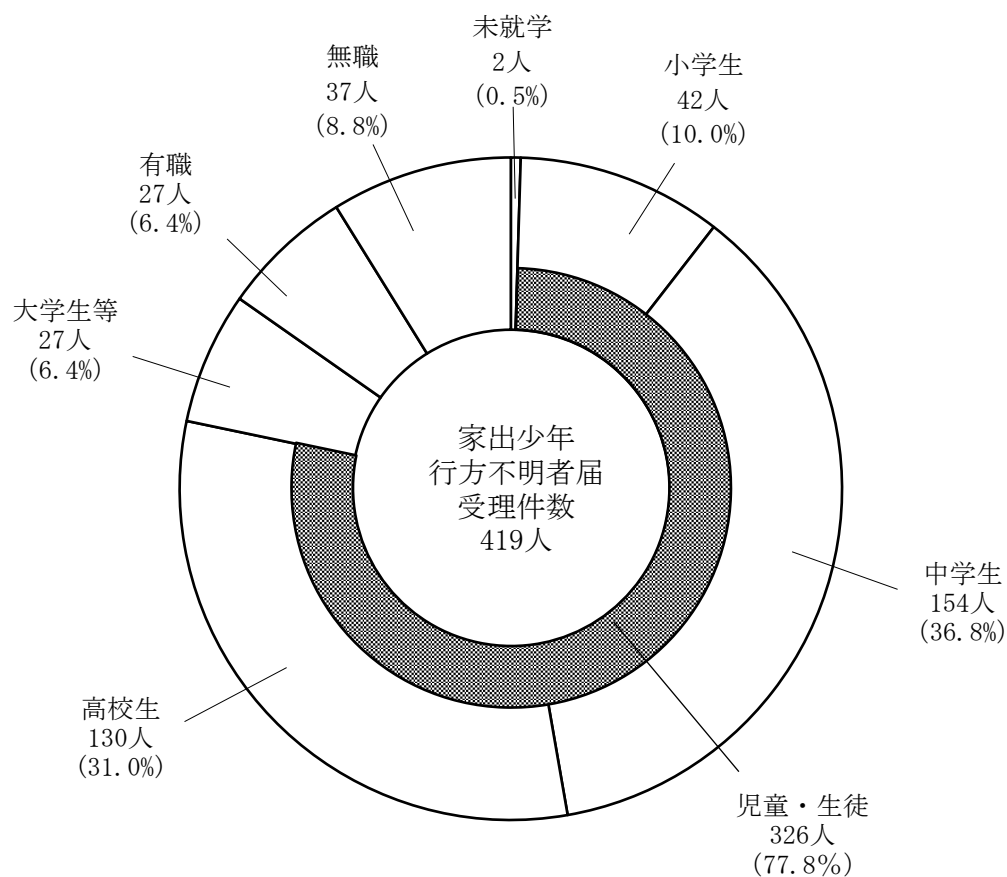
(1) 行方不明者届受理の年次別推移



区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	2,121	2,085	2,155	2,173	1,973	1,845	1,859	2,070	2,148	1,869
女	773	794	805	777	765	689	689	734	750	665
20歳以上	1,594	1,582	1,616	1,705	1,572	1,483	1,491	1,660	1,661	1,450
女	553	563	538	578	582	518	502	527	522	470
少 年	527	503	539	468	401	362	368	410	487	419
女	220	231	267	199	183	171	187	207	228	195

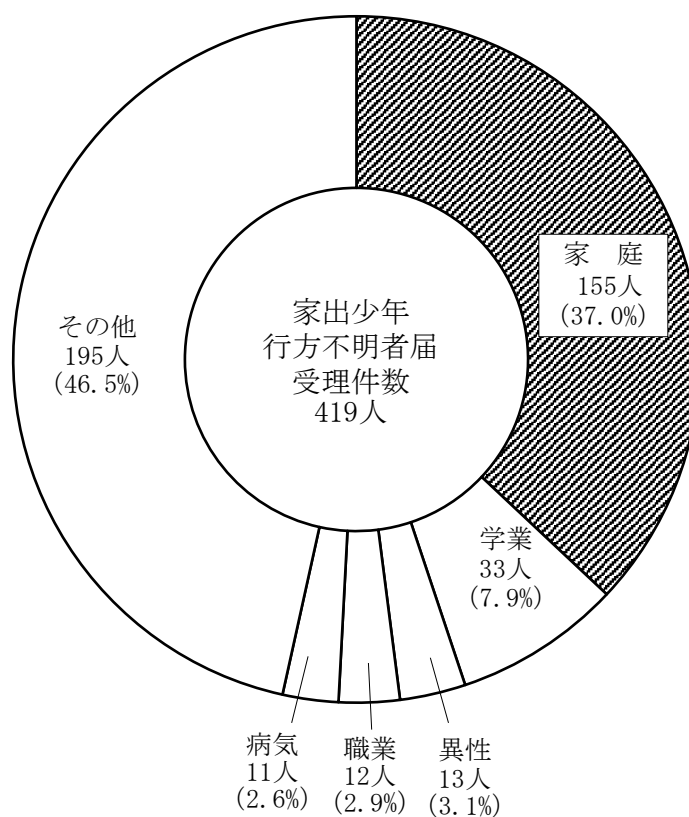
(2) 行方不明者届受理の学職別

児童・生徒が77.8%を占め、そのうち中学生が最も多く36.8%を占めている。



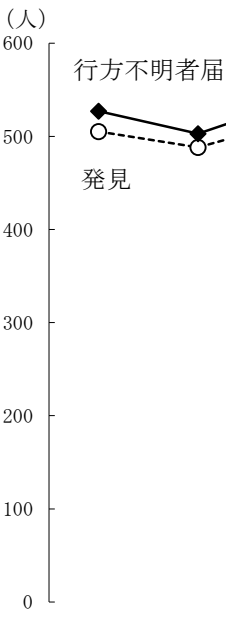
区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数		527	503	539	468	401	362	368	410	487	419
未 就 学		9	4	4	2	11	9	10	1	2	2
児 童 ・ 生 徒	小 学 生	42	62	77	69	79	47	55	64	55	42
	中 学 生	185	211	181	163	91	117	117	161	207	154
	高 校 生	178	116	151	145	138	98	121	117	113	130
	大学生等	33	37	29	19	17	21	15	14	25	27
有 職		43	39	46	48	33	51	26	6	43	27
無 職		37	34	51	22	32	19	24	47	42	37

(3) 行方不明者届受理の原因別



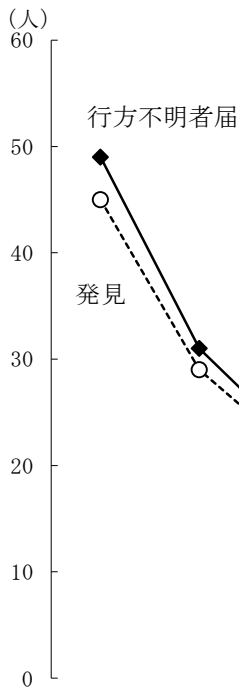
区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	527	503	539	468	401	362	368	410	487	419
異 性	18	24	30	19	18	19	25	19	16	13
家 庭	221	220	195	206	179	162	179	179	176	155
学 業	44	52	54	39	42	33	37	37	30	33
職 業	16	10	18	15	6	10	8	8	17	12
病 気	21	15	13	11	5	12	8	10	12	11
そ の 他	207	182	229	178	151	126	111	157	236	195

(4) 行方不明者届受理及び発見の年次別推移



区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
行方不明者届	527	503	539	468	401	362	368	410	487	419
発 見	505	488	518	438	386	349	363	394	463	408

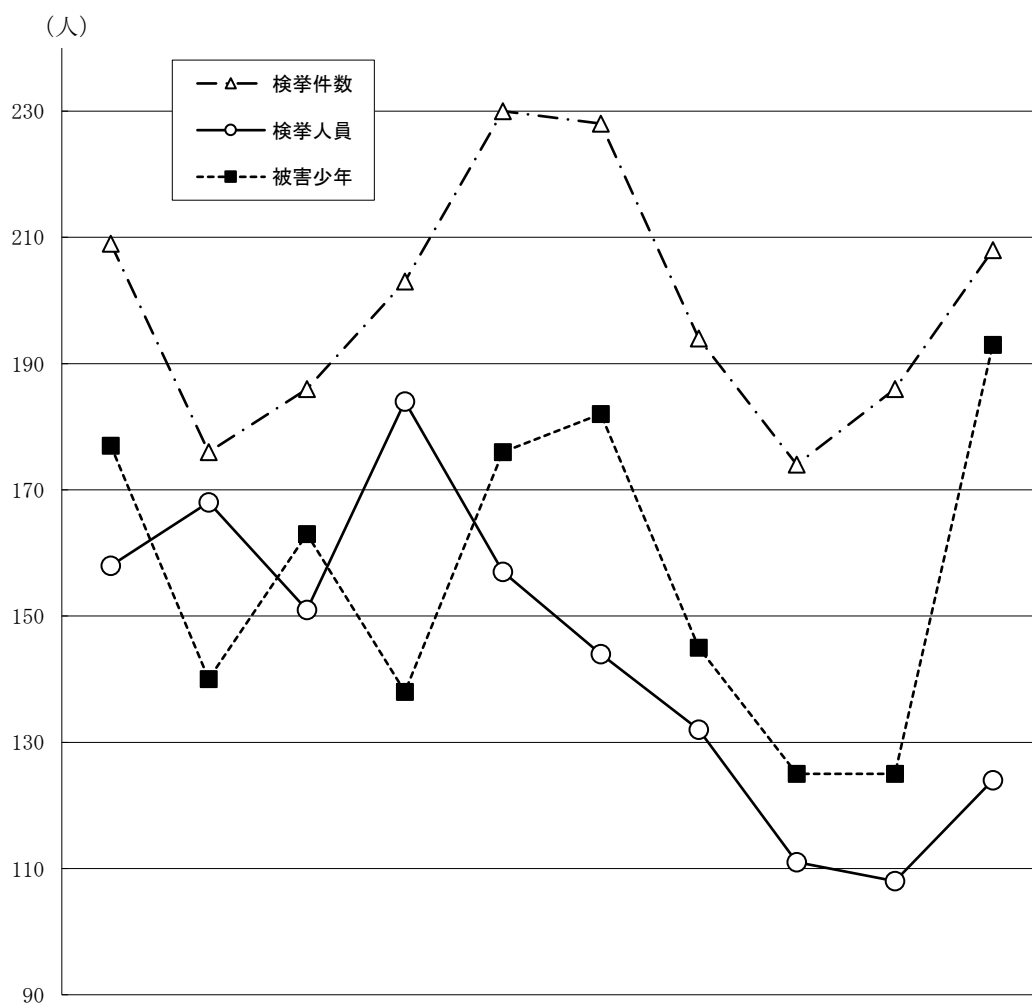
(5) 令和6年中の行方不明者届受理及び発見の月別状況



区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
行方不明者届	49	31	22	37	36	43	32	27	42	45	34	21
発 見	45	29	21	39	34	41	29	27	45	42	34	22

11 福祉犯

(1) 法令別検挙状況の年次別推移



区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検 挙 件 数	209	176	186	203	230	228	194	174	186	208
検 挙 人 員	158	168	151	184	157	144	132	111	108	124
逮捕人員	58	72	44	39	43	46	41	38	43	25
暴力団員等人員	2	6	6	0	1	2	1	0	0	0
法 令 別										
児童福祉法	12	12	9	9	3	1	0	1	0	0
労働基準法	6	4	3	1	3	0	0	0	0	0
職業安定法	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二十歳未満ノ者ノ飲酒禁止法	2	5	1	0	2	3	3	0	2	1
二十歳未満ノ者ノ喫煙禁止法	31	24	21	24	26	24	29	9	4	9
売春防止法	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1
風営適正化法	1	16	7	11	2	8	1	2	1	2
覚醒剤取締法	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0
青少年健全育成条例	54	56	70	58	71	58	58	41	39	37
児童買春・児童ポルノ法	49	45	38	79	47	50	41	57	49	38
性的姿態撮影等処罰法	-	-	-	-	-	-	-	-	12	35
そ の 他	0	2	2	1	3	0	0	1	1	1
被 害 少 年	177	140	163	138	176	182	145	125	125	193

(2) 法令別福祉犯検挙状況

法 令 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員						被 害 少 年							
	令和 6 年	令和 5 年	対 比		令和 6 年	暴力団	令和 5 年	暴力団	対 比		総 数	学 職 別						家 出 少 年
			増 減 数	増 減 率					増 減 数	増 減 率		小 学 生 以 下	中 学 生	高 校 生	大 学 生 等	有 職	無 職	
総 数	208	186	22	11.8	124 25	0 0	108 43	1 1	16 ▲18	14.8 ▲41.9	193 177	26 25	47 43	107 97	4 4	6 5	3 3	3 2
児童福祉法	淫行させる行為	1	0	1	-	0 0	0 0	0 0	0 0	-	1 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	うち売春	0	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	そ の 他	0	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小 計	1	0	1	-	0 0	0 0	0 0	0 0	-	1 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
労働基準法	0	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
労働者派遣法	0	1	▲1	▲100.0	0 0	0 0	1 0	0 0	▲1 0	▲100.0 -	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
職業安定法	0	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ 禁止ニ関スル法律	1	2	▲1	▲50.0	1 0	0 0	2 0	0 0	▲1 0	▲50.0 -	1 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ 禁止ニ関スル法律	9	5	4	80.0	9 0	0 0	4 0	0 0	5 0	125.0 -	9 1	0 0	0 0	9 1	0 0	0 0	0 0	0 0
売 春 防 止 法	1	0	1	-	1 1	0 0	0 0	0 0	1 1	-	1 1	0 0	0 0	1 1	0 0	0 0	0 0	0 0
風 営 適 正 化 法	1	1	0	0.0	2 0	0 0	1 0	0 0	1 0	100.0 -	1 1	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0	0 0
覚 醒 剤 取 締 法	0	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
児童買春・児童ポルノ法	児童買春	8	17	▲9	▲52.9	6 5	0 0	12 10	▲6 ▲5	▲50.0 ▲50.0	6 6	0 0	3 3	3 3	0 0	0 0	0 0	0 0
	児童ポルノ所持、提供、製造等	66	77	▲11	▲14.3	32 1	0 0	37 12	▲5 ▲11	▲13.5 ▲91.7	57 53	12 12	23 20	22 21	0 0	0 0	0 0	0 0
	小 計	74	94	▲20	▲21.3	38 6	0 0	49 22	▲11 ▲16	▲22.4 ▲72.7	63 59	12 12	26 23	25 24	0 0	0 0	0 0	0 0
性的姿態撮影等処罰法		74	19	-	-	35 15	0 0	12 9	- -	- -	79 79	13 13	11 11	48 48	4 4	2 2	1 1	1 1
青少年健全育成条例	淫 行 ・ わ い せ っ	27	46	▲19	▲41.3	20 3	0 0	24 12	▲4 ▲9	▲16.7 ▲75.0	17 17	0 0	1 1	15 15	0 0	1 1	0 0	0 0
	場 淫 行 ・ わ い せ っ	0	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	所 飲 酒	0	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	提 喫 煙	0	1	▲1	▲100.0	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	供 そ の 他	0	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	い れ ず み	1	0	1	-	1 0	0 0	0 0	1 0	-	1 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0
	深 夜 同 伴	15	16	▲1	▲6.3	16 0	0 0	14 0	2 0	14.3 -	17 15	1 0	5 5	8 8	0 0	2 1	1 1	2 1
有 害 図 書	0	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	そ の 他	0	1	▲1	▲100.0	0 0	0 0	1 0	▲1 0	▲100.0 -	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小 計	43	64	▲21	▲32.8	37 3	0 0	39 12	▲2 ▲9	▲5.1 ▲75.0	35 33	1 0	6 6	23 23	0 0	3 2	2 2	2 1
そ の 他		4	0	4	-	1 0	0 0	0 0	1 0	-	3 3	0 0	3 3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

※ 検挙人員欄の下段は逮捕人員、被害少年欄の下段は女子をそれぞれ内数で表す。

12 少年相談

(1) 年次別推移

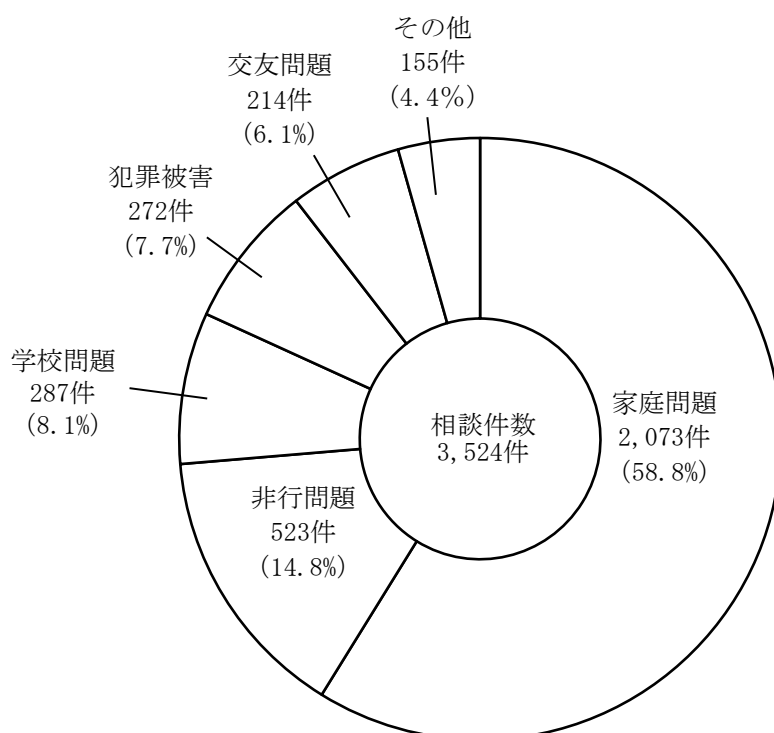
区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	1,927	2,021	2,484	2,598	2,919	2,945	3,303	3,568	3,755	3,524
面 接	1,242	1,283	1,541	1,722	1,970	2,048	2,299	2,454	2,543	2,444
電 話	660	713	901	839	899	842	930	1,040	1,130	1,007
加 入	578	659	815	780	850	798	871	941	1,008	881
ヤング テレホン	82	54	86	59	49	44	59	99	122	126
メー ル 相 談	25	25	42	37	50	55	74	74	82	73

(2) 受理状況

ア 態様別・相談者別

区 分	総 数	少 年								保 護 者 等
		小 計	小 学 生 下	中 学 生	高 校 生	大 学 生 等	有 職	無 職	不 詳	
総 数	3,524	556	103	174	178	21	45	20	15	2,968
面 接	2,444	475	96	159	150	16	33	17	4	1,969
電 話	1,007	71	6	14	23	5	11	3	9	936
加 入	881	49	5	13	11	4	8	2	6	832
ヤング テレホン	126	22	1	1	12	1	3	1	3	104
メー ル 相 談	73	10	1	1	5	0	1	0	2	63

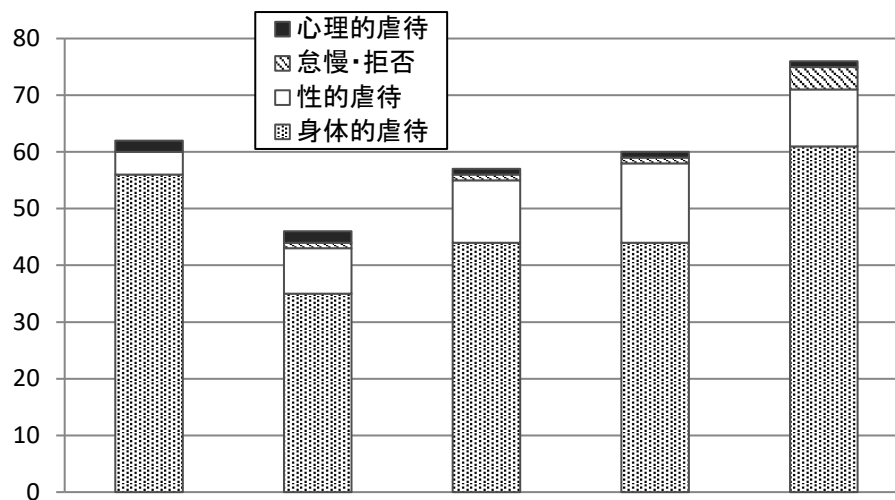
イ 相談内容別



13 児童虐待

(1) 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移

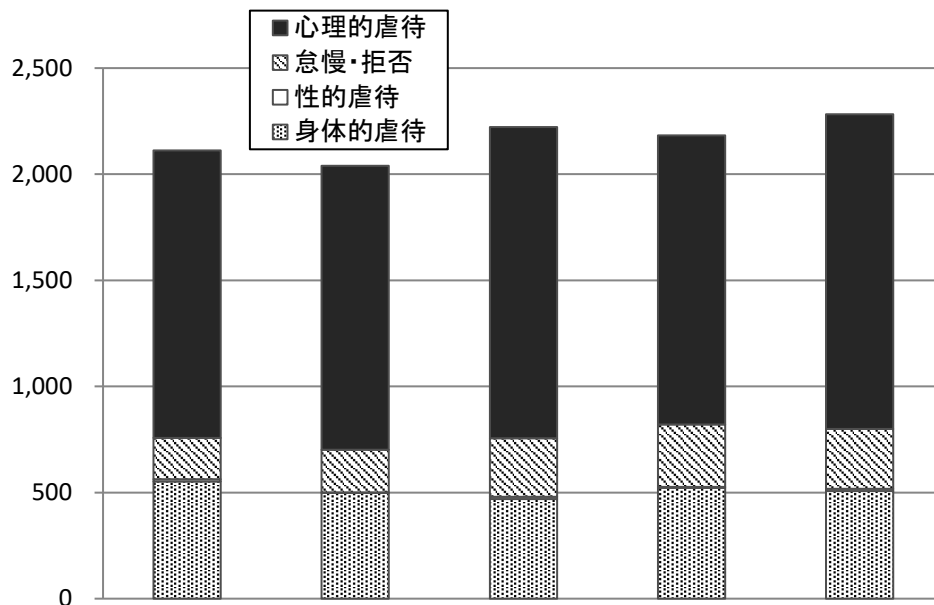
身体的虐待が検挙全体の80.3%を占めている。



区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
検挙件数	62	46	57	60	76
身体的虐待	56	35	44	44	61
性的虐待	4	8	11	14	10
怠慢・拒否	0	1	1	1	4
心理的虐待	2	2	1	1	1

(2) 警察から児童相談所等に通告した児童数の推移

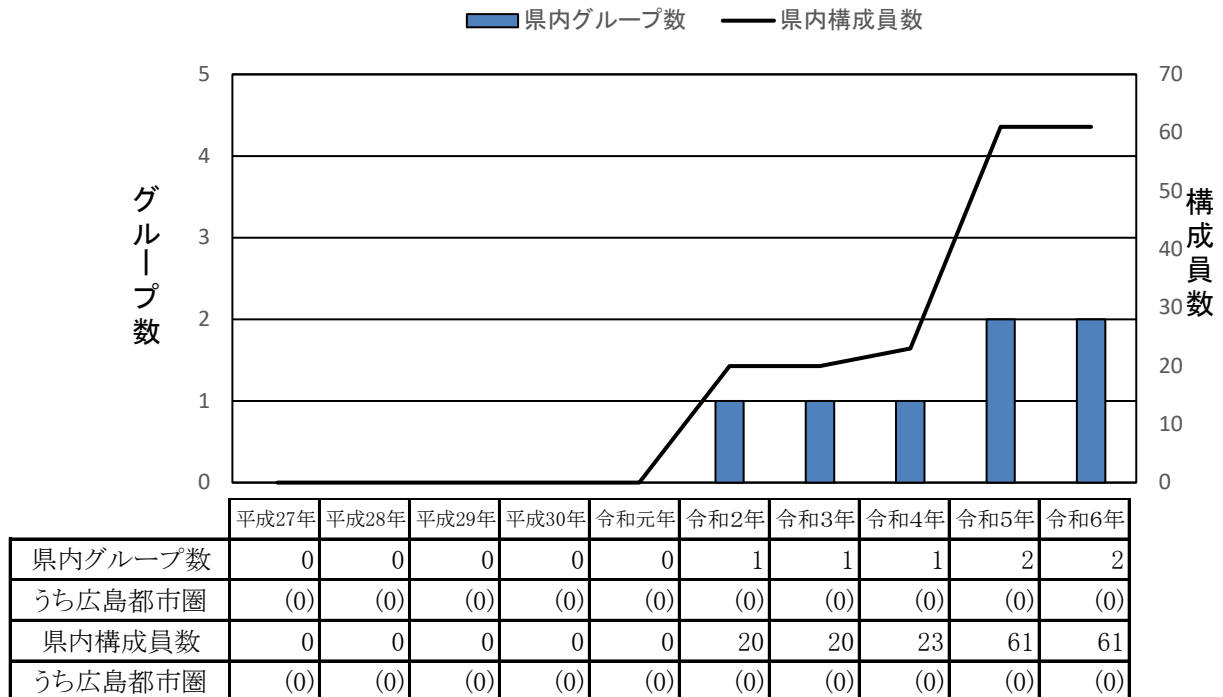
心理的虐待が通告全体の65.0%を占めている。



区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
通告児童数	2,112	2,040	2,222	2,183	2,283
身体的虐待	553	498	470	522	507
性的虐待	10	3	10	4	11
怠慢・拒否	194	201	276	295	282
心理的虐待	1,355	1,338	1,466	1,362	1,483
面前DV	1,034	898	934	913	848

14 暴走族等

(1) 広島県の暴走族推定現勢



※ ピーク時 44グループ428人（平成11年）

(2) 暴走行為を行う者の検挙状況

区 分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
共同危険行為	4	18	4	16	4	32	5	40	2	8

※ 共同危険行為とは、2人以上の自動車、原付の運転者が共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為

15 主な少年非行事例等

《凶悪・粗暴犯》

- 少年らによる逮捕監禁致傷、恐喝未遂事件
路上において、被害者に対して因縁をつけ、顔面を殴打するなどした後、車両に乗りこせ民家まで移動し、椅子に縛りつけるなどして拘束した上、木刀で腕を突くなどの暴行を加え、さらに「示談書書け」等と言い、示談書を書かせて現金を脅し取ろうとした少年5人らを逮捕した。
- 少年5人による強盗致傷、監禁事件
公園及び車両内において、知人である被害者に対し、頭部を警棒で殴打するなどの暴行をこもごも加えて傷害を負わせ、「金出せや」等と言って脅し、現金等を奪い取るとともに、同被害者をアパート一室に監禁した少年5人を逮捕した。
- 少年らによる傷害、強盗事件
路上において、被害者に対し、鉄パイプで頭部を殴打するなどの暴行を加えて傷害を負わせ、ブレスレットを奪い取った少年2人らを逮捕した。

《窃盗・その他》

- 少年による窃盗（色情ねらい）事件
被害者方において、下着9枚を窃取した少年を逮捕した。
- 少年による窃盗（払出盗）事件
コンビニエンスストアにおいて、共犯被疑者が不正に入手した他人名義のキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から現金を引き出して窃取した少年を逮捕した。
- 少年による大麻（営利目的所持）事件
自宅において、営利目的で大麻を所持した少年を逮捕した。
- 少年による売春防止法違反（周旋等）事件
路上において、知人女性に対して、売春の相手方として男性客を紹介し、売春を周旋した少年を逮捕した。

《福祉犯》

- 広島県青少年健全育成条例違反（淫行）事件
宿泊施設において、被害者が18歳未満であることを知りながら、いかがわしい行為をした者を逮捕した。
- 児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）事件

宿泊施設において、被害者が18歳未満であることを知りながら、現金を渡して、いかがわしい行為をした者を逮捕した。

○ 性的姿態等撮影処罰法違反（ひそかに撮影）事件

商業施設において、10歳代の被害者のスカート下に小型カメラを差し入れ、下半身を撮影した者を逮捕した。

《暴走行為》

○ 福山市内で、普通自動二輪車等4台を連ねて並進させ、赤色信号無視等の暴走行為を行った少年2人を逮捕した。

○ 東広島市内で、普通自動二輪車2台を連ねて並進させ、赤信号無視、広がり走行等の暴走行為を行った少年3人を逮捕した。

少年の非行や犯罪被害についてのご相談は

ヤングテレホン広島	(082)228-3993	8:30～17:00 (土日・祝祭日、年末年始を除く。)
少年サポートセンターひろしま	広島県警察 (082)242-5110	9:00～18:00 (土日・祝祭日、年末年始を除く。)
	広島市 (082)242-7867	10:00～17:00 (土日・祝祭日、8/6、年末年始を除く。)
少年サポートセンターふくやま	(084)925-7011	9:00～17:00 (土日・祝祭日、年末年始を除く。)
少年サポートセンターひがしひろしま(準備室)	(082)422-0390	9:00～17:00 (土日・祝祭日、年末年始を除く。)



減らそう犯罪

広島県警察ホームページ

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/>